
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

14番、池田君から、一身上の都合により本日の定例会に遅れる旨の届出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、大川君、5番、田畑君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

15番、北道君。

[15番 北道健一君質問者席へ]

○15番(北道健一君) おはようございます。通告に従い、一般質問させていただきます。質問は3点ございます。

質問事項1点目は、「空家等の対策について」でございます。平成31年3月に令和5年までの新ひだか町空家等対策計画が策定されました。策定時の実態調査では町全域の中で570件の空き家があり、その79.5%が戸建て住宅です。また、不良度判定で、倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度の高い件数が227件ございました。策定から3年が経過いたしました。空き家等の対策について、空家等対策計画の進捗状況と現状を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、5点について町の考えを伺います。

1つ目は、所有者等による適切な管理促進をどのように取り組んでいるか伺います。

2点目は、空き家等の活用促進をどのように行っているか伺います。

3点目は、特定空家等への対応をどのように取り組んでいるか伺います。

4点目は、空き家等に関する町民からの相談についてお聞きします。

5点目は、空家等対策協議会の現状と、空家等対策計画の見直しの考えがあるか伺います。

次に、質問事項の2点目ですが、「町職員の副業について」でございます。日高振興局は、6月から1次産業を中心とする人手不足などの地域課題の解決を目指してナナイロひだかサポーター制度を導入し、職員の空き時間を活用した副業を認める取組を開始いたしました。町職員の副業について制度を活用した導入の考えがあるかお伺いをします。

質問事項3点目は、「指定管理されている高齢者福祉施設の現状について」でございます。昨年4月から指定管理に移行している高齢者福祉施設では、従業員の離職が発生し、現状において介護サービスに支障が出ていると聞いております。本年3月定例会の川端議員の一般質問で、特別

養護老人ホーム蓬莱荘では職員が不足している答弁がありました。その後不足は改善されたのかお聞きします。

また、その他指定管理している施設の利用は、町直営時と同様の利用状況にあるかお聞きをいたします。なお、指定管理者導入施設の導入前の令和3年3月、導入後の令和4年3月の利用状況について資料請求をいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

[生活環境課長 中山雄一郎君登壇]

○生活環境課長(中山雄一郎君) おはようございます。北海道議員からの御質問の大きな1点目、「空家等の対策について」御答弁申し上げます。

一般的に空き家とは誰も住んでいない家のことを言いますが、法的な定義としては、住宅に限らず、年間を通じて居住やその利用がされていない建築物とされております。近年全国的に空き家が増加しておりますが、この30年間では2倍以上になっていると言われております。空き家は、売却用住宅、賃貸用住宅、または別荘などの2次的住宅など、現に使用していたり、売却や賃貸のため管理されている建築物のほか、現に人が居住せず、長期にわたって不在であり、そのまま放置されている建築物があり、この建築物が定期的に利用されず、管理が不十分な状態になっていることから、社会問題となっているところでございます。

この空き家の発生原因としましては、居住者の死亡や転居、相続した子などが居住しないなどが挙げられますが、将来の利用の可能性や愛着がある住宅であるため、他の者が居住することへの抵抗感から賃貸や売却をためらうため、居住可能な住宅であったものが年月が経過し、空き家になってしまうケースが多々あるものと認識しております。空き家が適切に管理されていけませんと倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火等による火災発生など、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなりますので、適切な対策が重要となっております。

こうした背景から、地域住民の生活環境の保全を図り、空き家等の活用を促進するため、国土交通省において平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年2月には空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が定められました。北海道においては、市町村の空き家等対策を積極的に支援することを目的に、平成27年12月に空き家等対策に関する取組方針を定め、さらに平成29年9月には市町村が地域の実情を踏まえた空き家計画の策定や対策の推進に取り組むため、空き家対策の手引を作成しております。これらを受けまして、本町では法令等に基づき、町民の生命、身体、財産を守り、生活環境の保全を図るとともに、空き家等の有効活用を促進することを目的に、空き家等対策の基本的な方針や取組を示すものとして平成31年度から令和5年度までを計画期間とします新ひだか町空家等対策計画を平成31年3月に策定し、対策に取り組んできたところでございます。

ここで、1点目の「有者等による適切な管理の促進の取組みについて」でございますが、平成28年度に新ひだか町空家等実態調査を実施し、町内に点在する空き家の調査を行い、これにより新ひだか町空家台帳のデータベース化を図り、そのデータに基づき所有者の把握を行うとともに、所有者情報の更新にあつては最新の税務情報と突合を行い、所有者情報を更新しておりますが、所有者の死亡や相続放棄などの問題、データ量の増加など、所有者への適切な管理の促進は大きな

前進ができていない現状となっております。

次に、2点目の「空家等の活用促進の取組みについて」でございますが、平成28年度に新ひだか町空家バンクシステムを新ひだか町公式ホームページ内に構築し、平成30年度に空家対策協議会の審議を経て、新ひだか町空家等対策計画を策定いたしました。その後、空き家バンクの開設に向けて協議会及び協力宅建業者との協議を進め、令和元年12月に「新ひだか町空家バンク運営要綱」及び「新ひだか町協力宅建業者登録取扱要領」を制定、令和2年4月から新ひだか町空家バンクの運用を開始し、空き家等の活用促進を図っているところでございます。また、町では既存住宅の有効活用を図り、空き家の解消を推進するため、令和2年度から空家バンクに登録された物件を購入された方に対しまして、その購入費やリフォーム工事費あるいは家財道具の処分に要した経費の一部を補助する新ひだか町空家居住補助金交付事業を展開してきているところでございます。しかしながら、現状では補助金の交付を受けるための空家バンクのシステムとなっており、抜本的な空き家活用促進にはつながっていない状況であるため、空家バンクも含め、検証を行う必要があるものと考えております。

次に、3点目の「特定空家等への対応と取組みについて」でございますが、町では令和2年10月に特定空家等の判断基準を策定しております。これは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項に規定する特定空家等に該当するか否かの判断をするため、国が定めた特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインを踏まえ、北海道が作成した市町村による特定空家の判断の手引に準拠し、町としての判断基準を定めたものでございます。法第3条の規定では、空き家等の管理についてはその所有者が適切に管理する第一義的な責任を有していることが定められておりますので、町では適切な管理がされていない空き家等については、法第12条の規定に基づき所有者等に情報提供や助言等を行い、自主的な改善を求めることとしております。所有者等による改善が図られない場合には、本基準に基づき特定空家等と判断したものについて、法第10条の規定に基づき助言、指導、勧告の措置を段階的に行うこととなります。さらに、勧告を受けた者が勧告に係る措置を取らなかった場合には命令を実施することになり、命令した措置を履行しないときには行政代執行による是正措置を行うこととなりますが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」は、特定空家等の所有者に対して非常に強い公権力を行使する行為が含まれておりますので、所有者等への意見聴取など慎重に手続を進めていくこととなります。

次に、4点目の「空家等に対する町民からの相談について」でございますが、近年の空き家等の増加に伴い、所有者や近隣住民の方々から相談を受けております。特に空き家等が存在する地域の自治会や近隣住民の方から相談を受けた際には、空家台帳に登載のあるもののほか、それ以外の空き家等についても所有者を調査し、現地を確認するなど、その状況を把握し、適切な管理が行われていないなどの場合は文書等により適正な管理の依頼を行っているところでございます。

最後に、5点目の空家等対策協議会の現状と空家等対策計画の見直しの考えがあるかでございますが、新ひだか町空家等対策協議会は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条の規定に基づき、新ひだか町空家等対策計画の作成、変更、実施及びその他空き家等に関する対策の推進を図ることを目的に設置をしており、協議会委員9名により、不定期ではありますが、これまで6回の協議会を開催してございます。新ひだか町空家等対策計画の見直しについては、現在の計画期間が令和5年度末となっておりますので、今後現在の計画内容の見直し作業等を進め、令

和5年度中に令和6年度以降の新たな計画を策定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) おはようございます。北海道議員からの御質問の大きな項目の2つ目、「町職員の副業について」御答弁申し上げます。

地方公務員の副業につきましては、「地方公務員法」第38条第1項の規定により、職員は任命権者の許可を受けなければ自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務に従事してはならないとされております。これは、職員の職務への専念義務や公正な職務執行、公務への信頼確保の趣旨から設けられているものでございます。当町における現行の規定では、法律の規定による営利企業従事の許可願があった場合、職務の遂行に支障を及ぼさないこと、職務の公正を確保できること、職務の品位を損ねるおそれがないことの3つの基準を満たす場合に許可することができることとしており、直近2年間で許可した主な従事内容を申し上げますと、国勢調査員や統計調査員、産業医等で延べ129件となっております。

このたび日高振興局において導入したナナイロひだかサポーター制度でございますが、道内においては人口減少や高齢化等により、特に地方において1次産業を中心とした労働力不足が課題となっております。北海道職員が空いた自らの時間を活用し、地域ニーズへ対応することは地域社会貢献に資する取組となるものとして、本年6月から農業用関連を主な対象とし、職員が副業に従事することを認めることとしたもので、北海道においても現行の規定上でも副業が可能となっておりますが、その許可基準が不明確であることなどから制限的な運用となっていることなどを踏まえ、職員が副業しやすい環境整備を図るため、許可基準等を明確化し、地域課題の課題解決につながる副業に従事する職員をサポーターとして任命することで地域に役立つ取組を推進することとしてございます。

当町におきましても副業促進についての職員提案があり、協議を重ねているところでございまして、少子高齢化等で地域の活力が失われつつある中、地域の担い手や労働力不足に対応するため、職員の副業許可基準を具体化した内部規程を作成し、職員が職務外においても安心して地域の活動に参加できる環境を整え、担い手や労働力不足解消の一助となり、地域の発展、活性化に貢献できることで職員の知識や資質向上にもつながっていくと考えてございますので、北海道や先進地の事例を参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

[健康推進課長 中島健治君登壇]

○健康推進課長(中島健治君) 北海道議員から御質問のありました大きな項目の3点目、「指定管理されている高齢者福祉施設の現状について」御答弁申し上げます。

特別養護老人ホーム蓬萊荘の職員不足が解消されたのかについてですが、3月定例会において答弁いたしました蓬萊荘における職種ごとの人員配置基準につきまして現状を申し上げますと、介護職員については配置基準が17名のところ16.8名、介護職員の配置基準が3名のところ2名と人員基準を満たしていない状況となっております。なお、他の指定管理施設からの応援勤務を現在も継続しているとともに、コロナ禍などの影響により採用手続が遅れている外国人介護職員8名が本町の介護施設での採用になるなどとの報告を受けておりますので、今後配置基準割れが解

消されるものと思っております。

次に、指定管理指定施設の利用は町直営時と同様の利用状況にあるかについてですが、町が運営していた令和3年3月と指定管理運営となり、1年経過した令和4年3月の利用状況について、お手元の資料に基づき、稼働率により御説明いたします。最初に、静寿園、蓬莱荘関係ですが、静寿園への入所につきましては令和3年3月、98.79%、令和4年3月、94.11%で、短期入所につきましては令和3年3月、84.68%、令和4年3月、52.15%でございます。蓬莱荘の入所につきましては令和3年3月、95.10%、令和4年3月、84.90%で、短期入所につきましては令和3年3月、66.13%、令和4年3月、60.00%でございます。次に、デイサービスセンター関係ですが、デイサービスセンターあざみにつきましては令和3年3月、56.25%、令和4年3月、58.70%、デイサービスセンターなごみにつきましては令和3年3月、75.82%、令和4年3月、61.81%、デイサービスセンターみついしにつきましては令和3年3月、79.26%、令和4年3月、62.37%でございます。最後に、ケアハウスのぞみにつきましては令和3年3月、99.03%、令和4年3月、90.00%でございます。なお、参考までに資料下段括弧書きに町直営時である令和2年度及び指定管理に移管した令和3年度の年度ベースについても記載しております。

以上、稼働率を基に説明させていただきましたが、今回の説明が月単位であることから、その月だけをもつての比較は難しいものと考えておりますが、稼働率が下がっている要因として、入所している方の入院によるもの等に加え、本年においては2月より感染拡大したコロナ禍における影響が大きいものと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 壇上から丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。壇上から答弁をいただきましたが、何点か再質問をさせていただきます。

初めに、空き家等の対策についての再質問ですが、1の所有者等による適切な管理の促進の取組についての再質問ですが、壇上答弁では平成28年調査を基に所有者情報を更新しているが、データ量が多くて所有者の適切管理促進が大きく前進していないとのことですが、実態調査時に建物等に危険性があり、道路、隣地に近く、影響があると推定された空き家が181件把握されておりますが、所有者等に必要な措置を促した事例があるかお聞きをいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 実態調査時に把握した181件、こちらのうち、近隣の住民ですとか地元自治会から改善要望等は6件ほどこれまでございました。これらにつきましては、文書により適正な管理について依頼をさせていただいているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

次に、空き家の増加が懸念される中で、住民に対して適切な管理に関する涵養、啓発を行ったかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 啓発につきましては、令和5年に実施しました空き家所有者の皆様への意向把握のためのアンケート調査、こちらを実施する際に、アンケート用紙のほか、空き家の適正管理を促すチラシを同封させていただいております。空き家等の所有者に対して啓発等を行っておりますが、十分に行っているとは言えない状況と認識してございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 空き家の所有者には啓発している答弁ですけれども、一般町民にも空き家の適正管理について啓発願いたいと思いますが、一般町民に対する啓発は今のところ考えておりませんか。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 一般町民の方への啓発については十分に行われていないと認識しておりますので、今後広報ですとかホームページ、それからSNS等、これらについては積極的に周知活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) それでは次に、2の空き家等の活用促進の取組についての質問ですが、新ひだか町ホームページに新ひだか町空家バンクを構築しておりますが、一件の活用もないように見たのですけれども、活用促進になっていないのではないかと思いますのですが、どうお考えかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 空家バンクの御質問でございます。本日現在空家バンク、ホームページのほうには5件ほど物件が実は公開をされております。現在公開している5件を含めまして、これまで27件の物件を公開しております。そのうち20件が売却をされておまして、2件、登録の取下げがございました。なお、売却を行ったものについては順次登録を抹消しております。時期によっては売れてしまって一件も載っていないようなときもあるのかなと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 5件の登録があると。私の見た場所がちょっと違っていただけかもしれませんので、後で確認をさせていただきます。

次に、3の特定空家等への対応と取組についての再質問ですが、壇上答弁で特定空家等と判断したものは助言、指導、勧告の措置を段階的に行うこととなる答弁ですが、倒壊等、著しく保安上危険な空き家建物について所有者の把握を行っているかお聞きをいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 平成28年度に実施しました実態調査、こちらの結果に基づきまして、空き家等とされております建物570件、こちらをデータベース化しており、空家台帳によって把握をさせていただいております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) ある程度の把握は前の資料で把握されているということですが、現在あちらこちらに倒壊状態の空き家等がたくさん見られます。除却と壊して片づける、適切に処理するよう所有者に今後指導、助言を行っていくかお伺いします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) これまで特定空家等の判断基準を定めるチェックシートによる立入調査等を行った例についてはございません。これら特定空家等と判断した実績についてはございませんことから、これに基づく所有者への指導や助言については行ってはいない状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 特定空家等の立入調査を行った事例がないから、特定空家等の判断をしていないので、指導や助言の実績もないというような話に聞こえたのですけれども、特定空家等と思われる空き家はたくさんあります。町道や道道、国道沿いに放置されておる数多くの空き家があるように感じています。みんなでまちをきれいにする条例も制定されておりますので、倒壊状態の空き家をなくするような対応を行う考えがあるかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 町の中にも空き家と思われる建物というのは皆さんも目にしているかと思っております。壇上でもお答えしましたが、特定空家として措置をしていくには相当に強い公権力発揮することになりますので、当然空き家を減少させていく、解消させていきたいという考えはございますが、まずは所有者の方に丁寧に御説明、それぞれの御家庭の御事情等もあるかと思っておりますので、啓発とともに、それぞれ該当するような空き家についてはお話を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

次の質問ですけれども、空き家等で相続がなされておらず、固定資産税の支払いがない件数を把握しているかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 固定資産税の支払いがない件数という部分につきましては、把握はしてございません。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 壊れている建物は相続されていないとか放置されている特定空家等となりますので、相続がされていない物件を今後把握していく考えがあるか、再度お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 固定資産税の支払いの件数については把握はしてございませんが、相続等も含めました固定資産の課税状況につきましては必要に応じて確認をさせていただいて所有者等の把握は行っておりますので、それ以上の部分につきましては「空家等対策推進に関する特別措置法」のほうをちょっと超える可能性もありますので、支払いまでは把握をしていないという現状でございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) それでは次に、4の空き家等に対する町民からの相談についての再質問ですが、壇上からも答弁ありましたけれども、再度空き家に関する隣接者からの苦情、相談等が多くないかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 壇上でもお答えさせていただきましたけれども、地域の自治会、近隣の町民の方から苦情や相談については増加している傾向にございます。これら苦情、相談等があった際には、空家台帳に登載あるものほか、それ以外の空き家等の相談、苦情等も当然ございますので、所有者等を確認させていただきまして、当然現地も確認をした後、管理状況に応じて必要な内容を文書等により依頼をしているという状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

次ですが、移住希望者等から空き家の紹介依頼の相談等はあったかどうかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 移住希望の方からの相談についても年に数回程度ございます。相談があった場合には先ほど説明いたしました空家バンクに登録のある物件を紹介はさせていただいておりますが、件数の状況にもよりますし、御希望の案件、条件に合う物件がない場合も当然でございます。移住を希望される御本人が希望される場合につきましては、町内にある宅建事業者、こちら数社を紹介させていただいているという状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 照会があった場合は、空家バンクにない場合は町内の業者を紹介しているということで理解をいたしました。

次に、5の空家等対策協議会の現状と空家等対策計画の見直しの考えがあるかの再質問ですが、対策協議会の委員の任期は2年でございますが、現在の委員の構成等の内容をお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 協議会委員の構成でございますけれども、地域住民のほか、法務、不動産、建築、商業、それから防犯、消防、そして我々行政と、それぞれ各分野から9名の委員で構成をさせていただいております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 当初資料で頂いたときの対策協議会の委員さんの中では亡くなっている方もおられますので、途中で委員さんの変更等もあったかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 委員が万が一欠けた場合につきましては、その分を同様の区分から別の委員さんを選定させていただいて補充させていただいているような状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。最近空き家等の自主的な解体処理が増えていますが、空き家等はさらに増えております。特に特定空き家等について、町として今後代理執行案件も増加してくるのではないかと思いますのですが、空き家等の対策計画の見直しが必要と私は思うのですが、見直しがないのか、再度お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 計画の見直しに関する御質問でございます。現行の計画につきましては令和5年までの計画となっておりますので、令和5年度までには計画の更新に必要な既存の空き家等の実態調査や意向の調査、これらを改めて行いまして、更新に向けた事務手続を進めていきたいと考えております。また、あわせて、地域の空き家に対して町が行政代執行を行わなければならないような状況に陥ることがないように、所有者の方へ適切な管理の依頼、空き家のリユース、特定空き家となった場合のリスクなどに対する意識啓発、こちらにつきましても積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 空き家等の対策については、再質問は終わります。

次の質問に移ります。質問事項2点目の町職員の副業についての再質問でございます。管内では、今年度改選された様似町長の初登庁日、職員に対する挨拶で町職員の副業の解禁を行うと発言された新聞報道がございました。壇上答弁で、当町の現行規定により、営利企業従事許可願があった場合、規定要件の3つの基準を満たす場合に許可し、直近2年間で国勢調査、統計調査等127件あったとお聞きしました。職員の副業許可基準を具体化した内部規程を作成し、北海道の事例を参考に検討したいという答弁でございますが、どのような部署、どのような体制で検討していくのかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 規程等の内部の検討につきましては、総務課のほうで行っていきたいと考えてございます。北海道でこれから始めるそういった事業ございますし、当町と同じような産業構造をしている市ですとか町ですとか、そういったところでどういった方法を取っているのかというのを詳しく研究をさせていただきながら、うちの町で実施可能かどうかも含めて検討していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 実は農業協同組合のファックスで振興局のサポーター制度のやつが紹介されて、全戸に配布になりました。今後の検討に当たって1次産業に対する労働応援の副業の対応というのですか、副業を認めるというのを検討願いたいと思いますが、そういう内容も検討されるということによろしいか、お考えをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 当町の産業構造が1次産業に特化したというふうな産業構造になってございませぬので、2次産業、3次産業、特に今介護に従事する方たちが不足しているというふうな情報もございませぬ。ですので、1次産業、農林水産関係に特化したものでよいのか、それともそういったが不足しているところも視野に入れなければならないのか。その辺も含めながら、今後同規模の同じような産業構造を持っている市ですとか町ですとか、そういったものでどう研究されているのかというのを含めながら考えていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 2点目の町職員の副業についての質問は以上で終わり、次の質問に移らせていただきます。

質問事項3点目の指定管理されている高齢者施設の現状についての再質問ですが、壇上答弁で蓬萊荘はまだ介護、看護職員が人員配置基準を満たしていないとのことですが、蓬萊荘に限らず職員の退職が続いて不足している原因、たくさん辞めていっているという話を聞くのですけれども、町はどのように受け止めているかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 職員の退職の理由につきましては、個々事情等がございませぬので、詳細については把握はしてございませぬが、なかなか難しい点は、指定管理に移行した初年度ということもございませぬ、今までのやり方と民間のやり方というところが違いがあるというところが、その捉えが一番難しいかなと思います。指定管理に当たりまして様々な取組も始めているとお聞きしていますので、そういったところの仕事の仕方等が相違があった中で、どうしても自分がイメージしていた職場、仕事の内容と違うというところも若干感じられるところがあるので

はないかなとは考えてございます。

いずれにしましても、高齢者につきましては人員配置基準が不足している現状が続いていますので、町としましては指定管理者を交えた中で、今1年過ぎまして、この1年間の指定管理運営についてどのような形があったのか、またどういった課題があったのか、今後どのように進めていくことによって町民の方によりよい介護サービスが提供できるかについて検証をしていきたいと考えています。

○議長(福島尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 蓬莱荘の話は分かりましたけれども、ほかの指定管理した各施設の人員配置基準は満たされているのか、ちょっとお聞きします。

○議長(福島尚人君) 中島市健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 先ほどの答弁もさせていただきましたが、蓬莱荘の介護職員及び看護職員につきましては人員配置基準上不足となっておりますが、当該施設に係る他の職種、また他の指定管理施設に係る全ての職種につきましては全て人員配置基準を満たしている状況でございます。

○議長(福島尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) ほかの施設は全ての職種で人員配置を満たしているという回答ですが、指定管理者は外国人の介護職員を採用しようと思っているのですが、手続が遅れているという中で、さらに3月末でたくさんの職員なり従業員の退職者が出ていると聞いています。指定管理者は5月末に企業説明会を行っておりますが、指定管理者の雇用人員が不足しているのではないかと思います。どのようになっているかお聞きします。

○議長(福島尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 蓬莱荘の介護職員及び介護職員に係る人員基準割れの解消につきまして、まずもって継続的な職員募集の実施に加えまして、昨年引き続きまして本年5月にはハローワーク静内会場での企業説明会の開催、また外国人介護従事者へ対応など、様々な形で人材確保に取り組んでいると。企業側においても指定管理者においてもあらゆる努力を行っていただいておりますけれども、いろんな職種等にも言えますが、全国的に全ての職種、職業、業種が人手不足の状況であるということは議員も御存じであると思っておりますけれども、指定管理者には今後においても安定的な事業運営、そしてよりよい各種介護サービスの提供が行えるよう、人材確保に向けた取組を行ってもらうように要請する。町としても人材確保に向けた協力を行っていきたくと考えています。

○議長(福島尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 蓬莱荘の介護職員や解消に企業も人材確保に努力していることは分かりませんが、職員が長期にわたって補充できないということは町はどのように原因を捉えているのかお聞きします。

○議長(福島尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 繰り返しの答弁になりますけれども、介護職も看護職もそうなのですが、人材不足というところもあって、そういった募集等をかけてもなかなか補充できないという現状にあると思っています。今の指定管理におきましては、通常の職員募集に加えて、外国人労働者等の対応ですとか、あと職員公募においても首都圏にわたって公募をかけてもらうです

とか、あとは指定管理の他の事業所からの職員の移籍等についても積極的に対応していただいているところですが、ただ、いかんせん通常の職員公募というのはなかなか難しい現状にあるというのは聞いてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 町は、指定管理への移行で管理者に職員の給与の補填も行っております。指定管理者の人材確保は当然しなければならないということですが、確保ができていない中で町は、指定管理者はあちらから、こちらから集めて対応しようとしているのですけれども、地元として町として確保の協力をどのように考えているかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 先ほど答弁しましたが、指定管理者の責務といいますか、指定管理者さんのほうでそういった人材確保というのは主体的に行っていただくのは当然なのですが、町としまして指定管理しているからということではなく、町もできるところで支援していきたいと思っています。実際に職員のそういった不足が生じたときにおいて、小さいことかもしれませんが、職員の中に例えば介護職で今現在働いていない方はいないとか、同じく看護職も同様なのですが、そういった呼びかけですとか、そういったところの職場内でいろいろ協力を願うような対応も今までしてきているところです。いずれにしても、これからまた指定管理者さんと今後について協議させていただく中でいろいろ情報交換しながら、町として可能な範囲でできることであれば取り組んでいきたいと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

次の質問に行きますが、町は指定管理後も施設の運用状況を把握して、指定管理契約に基づく履行の確認を随時行うことが必要と私は思うのですが、現状はどのように行っているのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 指定管理者制度導入に当たりまして、当該管理施設を適切かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めた新ひだか町高齢者福祉施設の管理運営に関する基本協定及び各施設業態ごとの管理業務仕様書を取り交わしてございます。この中で四半期ごとの事業報告書により運営状況の報告を受けまして、その状況については逐次確認を行っているところなのですが、そのことに加えまして、昨年度におきましては指定管理に移行した初年度ということもございまして、不定期ではあるものの、月に数回は各施設に出向くなどしながら施設職員の方と意見交換を行う中で、利用者の状況ですとか、そういったものを聞き取りながら、施設の置かれている現状について継続して把握、今後も把握に努めていきたいと考えておりますし、重ねて、先ほども何度もお話しさせていただいておりますが、今後指定管理者を交えた中で指定管理制度の導入による効果なども検証しながら、福祉及び運営の向上に努めていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 町は、四半期ごとに管理者から出される事業報告書により運営状況の報告を受けて確認や、不定期ではありますけれども、月に数回各施設に出向いて施設の職員から利用状況や施設の置かれている現状を把握しているという答弁ですが、頂いた資料を見ると、年度ベ

ースでは静寿園を除き、稼働率が前年より悪いように思います。指定管理前の3月と本年3月を比較すると、蓬萊荘の稼働率は10%減少しています。短期やデイサービスセンターみついしについても60%の稼働率でございます。職員の不足により労働条件が悪いので、入所希望者の受け入れができず、当初計画した指定管理者による施設運営が計画どおり進んでいないと私は思うのですが、町のお考えをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 先ほど答弁いたしました指定管理前の3月、町直営の時点での3月と指定管理者に移行した後の3月というふうな数字を申し上げさせていただいたのですけれども、単月の傾向でして、どうしても変動があるということもございます。町としましては、この月見ますとやはり稼働率が下がっているということは如実に現れていると思いますけれども、今回資料提出させていただきました。先ほど北海道議員もおっしゃっていらした年度ベースで置き換えさせていただきますと、静寿園につきましては令和2年度よりは稼働率が上がっているという状況でございます。蓬萊荘につきましても、入所の関係については下がってはいますが、91.70%という稼働率ということになってございます。計画どおりというか、稼働率がより利用されているというところが望ましい形だと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、今年3月につきましては入所系につきましては、入所して、その後ちょっと体調を崩されて入院されているという方が結構いらっしゃるというところもございます。また、通所系につきましては、やはりコロナの感染拡大もありまして、利用控えというところもございまして、どうしてもこの3月というのが単月で見るとほかの月にはないような、ほかの年度にはないような要因が絡んでいるのではないかなと思います。

ただ、いずれにしても、令和3年度、令和2年度と年度ベースで比べましてもやはり稼働率は下がっている。稼働率については過去に直営のときも結構凸凹しているところもございましたが、稼働率が下がっているというところは真摯に受け止めて、今後の検討に向けて検証していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりましたけれども、現在の運営状況を見た中で、移行後の施設の有効活用が私はできていないように思います。それで、町は指定管理者の管理契約の履行の判断をどのように行っているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 町としましては、四半期ごとに出される実績報告、また年度末には事業の決算的なものも出させていただくような形になってございますので、それを踏まえた中で健全、適正な運営されているかというところも判断しながら、今後の指定管理者との協議も踏まえた中で検証していきたいなと思っています。

また、稼働率数の低下というところばかりに話が及んでいますが、令和3年度の指定管理導入に当たって、コロナ禍等がございまして、指定管理者としてもいろいろ介護サービスの向上に努めていただいております。今年度、令和3年度になりますが、例えば個別機能訓練加算ですとか口腔機能向上加算といった今まで町直営でやっていなかったような取組を令和3年度から実施しているところもございまして、そのような取組が少しでも入所者、通所者の方の健康増進、少しでも元気でいられるような運動機能の対応というか、そういったところも新たに取り組んで

いるというところもございますので、そういった中も含めた中で町としてはいろいろと検証を重ねていきたいと考えています。

○議長(福島尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。町内には町有施設に入所したいという希望者が町民でたくさん多くおられます。一人でも多く利用できるように、指定管理であっても町は施設の所有者として責任ある施設運営をすべきであると思います。現状の1年を経過した施設運営を見て、町はどのように捉えているのかなというのは町民も思っております。その辺の考え方はどう思いますか。

○議長(福島尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) まずもって、北道議員からの御質問にあったとおり、蓬莱荘等についての職員の配置不足というのは継続している。解消されていないというところもございまして、その点なども含めた中で、今現状は指定管理者においては介護サービスの質を低下させないように、他の事業所から応援勤務など対応しながら、そういったできる限りのことはしていただいている現状にございまして。そういったことも含めた中で、今現在この1年を通した中での検証というところは、繰り返しますけれども、これから指定管理者とこの1年を振り返った中で、いろいろな報告物に基づきまして検証していきたいと考えていますので、そこで整理をさせていただきたいと考えてます。

○議長(福島尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 最後に町長にお聞きをいたします。指定管理者に移行した各施設の職員が多数離職する。さらに稼働率が悪い現状、町長はこの現状をどのように把握して、今後改善しようとしているのか、最後にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(福島尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 高齢者福祉施設の指定管理につきましては、昨年からはじめて1年たちました。数々の問題というの浮き彫りに出てきております。その中で一番問題となっているのは、今北道議員が御指摘のとおり、やっぱり人材の確保というところが一番難しいかなと思っております。ただ、我々楽観しているわけではないのですけれども、もしこれが町営のままですと果たして辞めた退職者の補充ができたかなというところも考えていかなければならぬかなと思っております。大きな企業さんが指定管理やっていた結果、各地から職員を連れてきていただいて一定程度の補充とかはしていただいたので、これが町営だとしたらということ考えると、なかなか厳しいものもあったのかなというところも検証していきたいなと思っております。

また、先ほど中島課長のほうから御答弁させていただきましたけれども、人材だけではなくて、今入居されている方のサービス、この部分についても低下しているものも一時期ありましたが、それのほか、新たな作業療法士とかを入れて機能回復の訓練だとかというのは今までやってこなかったものもありますし、それから給食についても一定程度よくなったというお話も聞いておりますので、そういう面で指定管理者を入れたことよってのプラス効果も我々はあると思っております。ただ、今人材の不足というところで、もう少しサービスの向上が図れるということもありますので、そこはしっかりと業者を交えて検証させていただいて、少しでもサービスの向上につながるよう努めていきたいなと思っておりますし、町としては、先日の建部議員の御質問の

中にもありましたけれども、町として、エッセンシャルワーカーといいますが、介護職員等についても確保を町全体でしていかなければならないかなと考えてございます。そこで、介護職の方々の確保するために栗山町さんと介護福祉士の学校の協定を結ばせていただいたりだとか、今医療技術者の奨学資金、修学資金等の貸付けについても大きく見直しをしていきたいなという御答弁をさせていただきましたので、そこも加えて町としてはできる限りまずは人材の確保について努めていくことが肝要かなと思っておりますので、そこを中心に今後は対応してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 考え方は分かったのですが、この施設に働いていた職員は元町職員の方がたくさんおられます。そういう方々の現状に寄り添ってあげて、いい方向での施設運営をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時47分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

5番、田畑君。

[5番 田畑隆章君質問者席へ]

○5番(田畑隆章君) それでは、通告に従って質問いたします。

1番目、「産業経済育成について地域の機関連携で総力をあげる体制ができているか」ですが、町長は所信表明で6つの継続政策と2つの追加政策を基本政策としています。コロナ禍にあって、卒業式、入学式もままならない時代でありました。物事を進めるには大変な時代ですが、計画や組織づくりはできると私は考えています。

そこで、地域の教育機関の一つ、静内農業高校の副校長、桑名真人先生、前任が北海道農政部生産振興課の技術支援担当局長が着任され、6月8日の日高報知新聞に出ていました。いい記事でした。副校長の紹介記事では、静内農業高校は道内で唯一文部科学省のマイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業)に指定されている。そして、この事業は専門高校、産業界、行政が一体となって地域の持続的な成長を牽引する職業人材育成のシステムを構築するというものであります。そして、副校長先生は、関係機関と調整を図り、先生たちに対外的な関係機関と協力していける働きやすい環境をつくっていきたくと抱負を述べられています。静内農業高校は、以前から食品科学科と生産科学科を持ち、我が町のイベントや公民館での研究発表を行い、地域に大いに刺激を与えてられています。我が町には農業高校だけではなく、多くの研究機関や産業団体があります。この力をどう引き出すか、町長の和の力が試されていると思うので、以下お聞きいたします。

1番目、我が町にある経済産業団体及び農業改良普及センターや農業高校など、国や北海道の機関にはどのような団体、組織があり、各課役場組織にとってどのような協力関係を持っているかお答えください。

2番目、静内農業高校は地域の農産品等を利用した商品開発、特産品開発に努められています

が、今後町として、あるいは近隣の町と連携して協力体制を取れないかお聞きいたします。

3番目、優れた商品はふるさと応援寄附返礼品としても重要です。素材の加工はもちろん大きな努力が必要ですが、ネーミング、パッケージデザイン、輸送体制、販売体制、広告など多くの関係企業も必要となります。農業協同組合や漁業協同組合、商工会といった経済団体と農業高校や農業改良普及センターなど関係機関、団体に町を加え、それぞれの知見を生かす任意団体が必要と思うが、いかがでしょうか。

4番目、関係団体が連携を深めることによって、収益性について苦しい状況にある冬野菜やブリなどの海産物を加えた特産そば、ラーメン、うどん等の開発も期待できると思うが、どのように考えていますか。

5番目、農業先進地では町も出資している農業公社がありますが、我が町の農政をさらに進展させるため設立を考えているかどうか。

6番目、先進地の農業公社では農地の流動化を主要な柱の一つに据えているが、「農地法」などの改正が行われ、農業委員会も対応を求められています。我が町の場合、これらの課題をどのように認識されているか伺います。

みついし和牛の支援を考えた場合、新冠町や浦河町との連携も考えられます。任意団体でいいから、連携、調整が可能な協議会をつくり、各町が持っている和牛振興のための組織を互いに、あるいは分担をして利活用すべきだと思うが、いかがでしょうか。

続きまして、大きな2番目、「まちづくり懇談会より充実する必要はないか」について伺います。町長は所信表明において、開かれた町政の実現、防災の強化、子どもたちの健全育成、生きがいの持てる地域社会づくり、環境を生かしたまちづくりなどを進めようとしています。私が次に問おうとしている自治会などの地域の人たちのより大きな町との相互協力関係がよりよいまちづくりに不可欠ではないかと思うので、以下お聞きします。

1番目、自治会と協力し、より多くの女性、高校生、中学生の参加の中で町政について意見の交換と懇談ができないか伺います。

2番目、時期や曜日及び時間も自治会と余裕を持って相談し、調整できないか伺います。

3番目、まちづくり懇談会が長らく開かれていない自治会も少なくありません。開かれた町政を考える場合問題はないのか、認識を問います。

以上、大きな項目2点にわたって質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 私からは田畑議員御質問の大きな1点目の産業経済育成についての1点目から4点目について御答弁いたします。

まず、1点目の我が町にある経済産業団体及び農業改良普及センターや農業高校など、北海道や国の機関にはどのような団体組織があり、各課役場組織にとってどのような協力関係を持っているかの御質問についてですが、御承知のとおり、当町には1次産業である農林水産業に関わる団体として2つの農業協同組合、日高軽種馬農業協同組合、農業共済組合、日本軽種馬協会静内種馬場、2つの森林組合、ひだか漁業協同組合などがあり、道や国の機関としては農業改良普及センター、家畜保健衛生所、家畜改良センター、北海道大学静内研究牧場、静内農業高校、森林管理署、水産技術普及指導所、サケ、マスの増養殖をしている機関などがございます。また、第2次、第3次産業に関わる団体として商工会や観光協会、建設協会があるなど、町内には各産

業分野に関連する多くの団体、組織、機関があり、その一つ一つについてどのような協力関係を持っているのかについてここで全てを述べることは難しいですが、町の各担当部署においては、事業や業務を円滑に推進するため、それぞれの分野において様々な形でこれらの関係機関等と接点を持ちながら連携を図っているところでございます。

次に、静内農業高校との協力体制についてと3点目の関係団体等による任意団体の必要性に関する質問について、関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。静内農業高校では、長年にわたり乳製品や農産加工品の研究、開発の事業に取り組んでおり、特に昨年度からは文部科学省の新規事業である次世代地域産業人材育成刷新事業、いわゆるマイスター・ハイスクール事業の指定校に道内の高校で唯一選定され、先進的な教育活動を展開されています。マイスター・ハイスクール事業の推進に当たっては、町内外の産業経済団体や養成機関等から構成されている運営委員会が設置され、高校の取組に対して指導助言を行うなど、地域一体となった活動が展開されているところでございますが、町としてはこの取組を契機として、より一層農業高校と地域の産業団体及び事業者等が連携、協力して具体的な商品開発を目指していきたいと考えており、このたびの議会において関連する事業費について補正予算を計上させていただいたところでございます。

この事業は、農林水産省の交付金を活用し、今年度から令和6年度までの3年間にわたり重点的に取り組もうとするもので、静農ブランド開発促進プロジェクトという名称の下、地域で取れる農産物や海産物を原材料に高校生と地元の事業者が協力し、試作品づくりからブランドロゴの制作、試験販売、そして最終的には商品化に至るまで一連の取組を進めるもので、初年度となる今年度は、関係機関、団体等の参集を得て、情報共有や意見交換を行うこととして、静農ブランド開発促進プロジェクト会議を設置するとともに、先進地視察や商談会などへの参加なども行っていきたいと考えております。

そこで、御質問にあります特産品開発に関わる任意団体の設立については、現時点では考えておりませんが、今後プロジェクト会議において学校及び各産業団体等と十分に情報共有や意見交換を行いながら、継続的、安定的な商品開発の仕組みについて検証していきたいと考えております。

次に、御質問の4点目、関係団体が連携を深めることによって、収益性について苦しい状況にある冬野菜やブリなどの海産物を加えた特産そば、ラーメン、うどんなどの開発も期待できると思うが、どのように考えているのかについて御答弁申し上げます。本町における冬野菜は、主要作目の後作としてハウレンソウやコマツナなどの葉物野菜を中心に作付されておりますが、それほど収量は多くない状況にあります。また、ブリに関しては、近年日高沖でのブリの漁獲量の増加により、船上活締めのはるたちぶり、あるいは三石ぶりとしてブランド化されておりますが、ブランドブリとして流通しているものは一部にとどまり、大部分は安価で取引されている現状から、地域資源としての有効活用が求められております。函館では、ぶりぶしでだしを取る函館ブリ塩ラーメンが民間主体により開発され、ブリが函館名物として注目されておりますし、そばやラーメンなどの麺類については道内各地で御当地メニューとして数多く開発されていることから可能性のある分野であると認識しております。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

〔農政課長 及川敦司君登壇〕

○農政課長(及川敦司君) 田畑議員からの御質問の産業経済育成についての5点目、農業公社の設立について御答弁申し上げます。まず、市町村が設立する農業公社については、高齢化などにより耕作が困難となった農家から農作業を請け負い、農地を有効に利用することを主な目的として設立されていることから、全国の農業公社の大半は農作業の受託業務と農作業の受託あっせん業務を実施している状況となっております。全国的には200以上の農業公社が設立されており、これらの業務の実施により耕作放棄地の減少などに一定の成果を上げている一方で、約半数の農業公社が赤字となっており、経営の健全化が課題とされているところであります。

これら全国での状況を踏まえ、町といたしましてはこれまでも農業者や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなどの関係機関と連携を図りながら、担い手の育成確保においてはこれまで27組39人が新規就農しているほか、農地の流動化や振興作物の推進、労働力確保対策など農業振興全般にわたる事業展開が行われてきていることから、現段階では農業公社を設立するという考えはございません。引き続き当町の農業が将来的に持続発展していくために必要な取組について関係機関、団体と協議、連携しながら推進してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、6点目の農地の流動化について御答弁申し上げます。当町における農家戸数は減少している一方で、1戸当たりの経営面積は拡大している状況にあります。今後も農家戸数の減少が想定されていることから、農家の減少に伴う農地については認定農業者等の担い手への農地の集約化を推進していくことが大変重要であるものと認識しているところであります。特に水田活用の直接支払交付金、いわゆる転作制度の大幅な見直しにより、今後5年間の中で農業を取り巻く環境が大きく変化していくことが想定されます。その中でも条件不利地などの農地は耕作放棄地となる可能性が高いことから、これを未然に防止した上でいかにして担い手へ集約していくかが課題であると考えております。そのため、今回の人・農地プランの見直しを契機に、農業者や農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しながら、将来の地域農業の在り方や農地の効率的、総合的な利用を目標とした目標地図の策定に向けた準備を現在進めているところであります。今後準備を進めていく中で農地の利用状況を的確に把握していくのと同時に、耕作放棄地の発生防止に向けて農地の受け手となる担い手への農業経営の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、7点目のみついし牛の支援に係る協議会の設置についてであります。みついし牛においては当町をはじめ、えりも町、浦河町及び新冠町の4町の生産者でみついし和牛肥育組合を組織し、肥育に関する生産、出荷等に係る各種調整や連携などは、みついし農業協同組合が事務局となって取り組んでおります。町といたしましても、これまで同様に肥育組合の構成員として各生産者や関係機関と連携を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

[企画課長 樋爪 旬君登壇]

○企画課長(樋爪 旬君) 田畑議員からの御質問の大きな2点目、「まちづくり懇談会をより充実する必要はないか」について御答弁申し上げます。

まちづくり懇談会につきましては、町民参加によるまちづくりを推進する上で、行政情報の適切な提供による情報共有のほか、町民の皆様から町政に対しての御意見等を伺う貴重な機会として毎年開催しているところでございます。開催方法につきましては、開催を希望する自治会を募

り、その意向に合わせ、理事者をはじめ幹部職員が現地に出向き、地域の皆様と直接顔を合わせて意見交換を行っているところでございまして、そこでいただいた御意見等を踏まえながら、その後における各種施策の企画立案に生かしているところでございます。しかしながら、令和2年度、令和3年度の直近2年間につきましては、新型コロナウイルスの蔓延により、やむなく開催を見送ったところでございます。

そこで、御質問の1点目、自治会と協力し、より多くの女性、中高生が参加し、町政について意見交換と懇談ができないかという御質問ですが、まちづくり懇談会は自治会主催で開催しております、その参集範囲につきましては特に性別、年齢等の制限を設けてはございません。町としましても、女性、若者だけでなく、性別、年齢を問わず広く多くの方に参加していただきたいと考えておりますので、自治会と協力し、環境づくりに努めてまいります。ただ、現実的には参加してくださいと声をかけるだけで参加者が増えるということは難しく、特に中高生にあっては親、またはそれ以上の年代の方が参加する中で意見を述べたりする、懇談するということは難しいと思われまますので、中高生についてはまちづくり懇談会への参加を呼びかけるというより、学校等と連携しながら町の将来を支える人づくりとして、3年ほど前から子どもたちのアイデアや町の課題について意見を議場等で発表する機会を設けているところでございまして、今後もそのような機会の提供や仕組みづくりを進めたいと考えております。

次に、2点目のまちづくり懇談会の準備に関わる御質問でございしますが、例年開催の2か月前の11月に町から各自治会に懇談会を希望するかどうかの調査案内を送付し、日程調整の上、各自治会から住民の皆様にご周知を図っていただいております。開催の時期は、特に農業や漁業などに従事されている方の繁忙期には開催せず、参加しやすい適切な時期を考慮して、これまで1月から2月中旬の開催とさせていただいておりますが、この時期の開催に限定しているわけではなく、御希望に応じていつでも通年で開催することができるとしております。また、曜日や時間につきましてもできるだけ自治会の要望、希望に沿って開催できるよう努めているところでございます。

次に、3点目のまちづくり懇談会を長らく開催していない自治会もあるが、問題はないかという御質問でございしますが、さきに申し上げたとおり、まちづくり懇談会の開催に当たっては自治会に開催の希望を伺い、希望があった自治会を対象に実施しているところですが、開催の希望がなかった自治会に対しましては2月下旬頃に未開催の自治会を一堂に会してまちづくり懇談会を開催しているところでありまして、さきの懇談会に参加できなかった方にも参加していただける機会を設けております。また、長期間にわたり懇談会を開催していない自治会もあると認識しておりますが、行政情報については町広報や町公式ホームページなどにおいて情報提供を行っておりますし、まちづくり懇談会以外にも自治会長会議や地域の中で集約していただいた声を役場にお届けいただく自治会要望のほか、職員それぞれが日々の業務の中で関係する方々から様々なお話を伺っておりますので、特段の問題はないと認識しておりますが、今後も生活様式等の変化に即した様々な手法を用いて町民の皆様の声を把握していきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 御答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

1番目の質問では、この町にどのような産業関係機関があって、北海道や国、その他たくさん

質問だったのですけれども、関係性については詳しくは述べられませんでした、大体このようなところだと思います。ただ、抜けているところもあると思うので、今後協議会あるいは会議等には考慮していただきたいと思うのですけれども、1つは銀行です。これは、産業を行う場合に確かに国の補助金だとか北海道の補助金だとか、そういったものを活用して事業を運営するわけですけれども、自己資金が足りない場合にはどうしても銀行、信用金庫、信用組合、こういったところの協力が必要なので、こういったところの理解も進めていってほしいと思っております。

それから、静内高校です。議場でぽっぽの静内駅の使い方についてお話しされたこともありますが、みゆき通りなどの商店街の活性化のために何か貢献したいというようなことで常に情報の共有を図られております。こういったところもぜひメンバーに加えていただきたいと思っておりますが、その辺よろしいでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 今議員から具体的に金融機関と静内高校というお話ありましたけれども、現時点で金融機関と静内高校をその会議の構成員というか、参集メンバーに入れるというところは想定しておりませんが、必要に応じて、そこに限らずオブザーバーというような形はいろいろな機関の方想定しておりますので、将来的に何か必要に応じてそういう場面もあるかと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 今そういった多くの機関がありますので、町長が言う関係人口の増加、大きな増加というのをそれをもって見込めるというわけではないですけれども、そこが衰退すると関係人口の減少にもつながるので、しっかりここは産業建設部長あるいは総務部長が目を光らせて、常に挨拶もあり、あるいは情報交換についてはしっかりやってほしいと思っておりますが、その辺は確認してもよろしいですか。確認させてほしいのですけれども、部長がそれぞれの担当する国あるいは北海道の機関と連絡を密に行っていくということについては、こういうような関係で行っていくとおっしゃっていただけないと困るのですけれども、よろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) 協力関係について聞いているのですね。

○5番(田畑隆章君) いろいろな関係機関と両方の部長、経済関係、それから経済関係の中にはまちづくり推進課があって、総務部長も関係しているけれども、その役割分担が大丈夫かということ聞いています。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 町政運営上の町内各種関係機関等との連携のお話かと思っておりますけれども、今御質問の議題に上がっているこの会議に限らず、町としましては常に様々な場面でその場、その場で必要に応じてまして関係機関等とコミュニケーション取りながら物事を前に進めてきているところでございまして、今後もそのような姿勢は変わらないと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 特産品開発事業では、静農ブランド開発促進プロジェクト会議を設置し、試作品づくりから試験販売、最終的には商品化に至るまで行うと説明がありました。この会議には産業経済関係課も構成員として出席されるわけですね。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 産業関係の農政課ですとか水産林務課に関しては、日頃か

らこれに限らず連携しておりますけれども、この会議には、先ほども言いましたけれども、関係する部署として必要に応じて参加してもらうようなことで考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 農業高校では以前から、何度も言いますけれども、食品を中心にしていろんな製品を開発して、そして試作品はたくさんできています。その中でも驚いたのがワイン作りです。こういったものもやられております。歴代の校長さんが一生懸命取り組まれた成果を聞かせていただいたことはありますけれども、ですからこのプロジェクト会議、試作品作りについては大変なことは大変、大変な努力をしなければならないのですけれども、それ以上に大変なのはそこから商品化に向けてのプロセスだと思います。町中がいかにして商品化、販売して利益ができる体制を取っていくか、ここが大切だと思うのですけれども、そのときには新しい組織も必要かと思うのですけれども、その辺の見解をお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 壇上の答弁でもお答えさせていただきましたけれども、何か新しい組織を立ち上げてこの特産品開発の中核を担うようなところについては現時点では考えてございません。それぞれ各産業団体ございますし、これについては興味関心を持たれている事業者の方々も既にいらっしゃいますので、組織づくりを主眼にということではなくて、いかに統一したブランドの中で各事業者がそれぞれ町の特産品として、利益も上がる、雇用につながるというような、そういったものが最終的に仕組みとしてできればいいのかなと思ってございますので、やっていく中でそういうものが必要だろうという議論も出てくるかもしれませんけれども、それについては今後の議論の中で検証していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 商品というのは幾ら商品がよくても売れない場合もあります。経営者の腕にかかっているものもあります。同じ商品でも、いろんな経営者によって売れる、売れないというものも出てきます。そういったことも十分に考慮して進めてほしいと思っています。

4番目についての再質問ですけれども、これも特産品開発事業に関係するのですけれども、冬野菜について新規就農者の方々が多く作っていらっしゃいます。ですから、箱代にしかならないとかというような状況というのは何としても変えていかなければならないと思っています。そういったときに、商業者、料飲店の人たちとのコラボで高収益野菜、そういったものが開発されるのであればどんなにいいかなと思うのですけれども、そういう期待もできると答弁していただいたように感じるのですけれども、その辺の決意についてお聞きしたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 今冬野菜についての御質問でございますけれども、冬野菜については価格も低くて、特に新規就農者の方が頑張られている中でもなかなか収益が上がらないというようなところもお聞きしてございます。このプロジェクトのお話をさせていただきますと、まず地域の課題である主要作目、これをいかに強みを生かして、それを加工品なんかにつなげていくと、そこら辺に今のところ主眼を置いておりますけれども、これを進める中で、例えばハウレンソウなんかについても取り組まれている農家さんもありますから、そういったものも原材料に活用できないかというお話も既に出てございますので、それが冬野菜のほうにつながるということも可能性としては十分ございます。そういうことを十分考えながら、このプロジェクト

については進めていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 再質問の5番目と6番目については一括で聞かせてほしいのですが、農業公社は参加団体がそれぞれ出資して、そしてそれぞれの利益になるように進めている、そういうものだと認識しています。課題解決に農業普及センターや大学の助言を受け、長期的な展望に立って計画を立案していくというのも農業公社の使命でもあるように聞いています。それは、幕別町の例もあります。しかし、出資して、そこに大きな経済行為を進めていくというのはなかなか町としては、近隣町にもないわけですから、難しいかもしれません。ですが、機能としては、任意団体としてそういったもの、知見の交流の場を活用して、そして最終的には農地の流動化をして、大規模、収益性の上がる農業を行っていくべきと思うのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 我々今段階では町、農業協同組合、普及センターも含めまして、そういった任意の団体、農業公社を設立しなくても農業振興について今現在しっかりと連携しながら進めておりますので、農業公社を設立するという目的ではなくて、つくったからといってそれが機能するかどうかということも、基盤がしっかりしなければなかなかそれはうまく展開していかないと思っておりますので、まずは今の関係性をしっかりと築いて農業振興に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 先ほどのお答えの中に目標地図というのがありましたけれども、農地の流動化に関するところなのですけれども、農林水産省は一緒に集落営農、あるいは高付加価値作物の導入、ユニバーサル農園について同じような項目で進めようとしているわけなのですけれども、あるいは進めようとしている町の支援に当たろうとしているわけなのですけれども、この辺について説明をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 今年「農業経営基盤強化促進法」という法が改正されまして、まずその中で人・農地プラン、先ほども申し上げましたが、人・農地プランの策定が法定化されました。これまでは義務ではなかったもので、任意で各市町村が作成したものであるのですけれども、今回それが法定化されたということで、全国の市町村でそれを策定しなければならないとなりました。これは、将来的に地域の農業をどのようにするのか、農地をどのような活用をしていくのかというようなものがメインになっておりまして、その中で目標地図というものも策定するという事で新たに加わったものでございます。

この目標地図というものは、農業委員会が素案をつかって市町村が決定をする、作成するというような事務手続には言われているのですけれども、今までのプランとはちょっと違うところが、担い手が使う農地を今まではこの農地は担い手に集約していこうというような、どちらかというあまり細かい部分ではなかったのですけれども、今回の法改正でその土地は誰のたれべえが担い手として今後活用していくというような明確をしていきなさいというような、今国のほうからは言われております。ただ、全国でそこまでのプランをつくるというのがなかなか難しいという声も出ておりまして、この改正法が施行されて、来年から2年間の間に目標、そのプランを策定

するというようなことになっておりますけれども、この間にそういった課題も少しずつ解消されながら、どういったプランづくりをしていくのかということが出てくるのかなと思っております、我々もそれに向けて策定の準備を今進めているというような段階でございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 高付加価値作物の導入とかユニバーサル農園とかというのはどういうものを指すのか、ちょっと分からないのですが、ただ農地関係法が改正になって、農地の取得あるいは貸借が以前と比べてしやすくなったとお聞きしています。そこで、例えば高校生が先ほどの特産品開発事業で企画し、農業をやってみたいなど、卒業した後ですけれども、例えば食べられる花びらをステーキの中に散らして、そういう商品を開発して、その花びらを作りたい。そういうようなことをするために農地を貸してほしい。あるいは、飲食店の店主がこういう味のこういうものを作りたい。だから、農地を貸してほしい。ただ、作るのは難しいから、近隣の農家の人たちに手伝ってほしいなというような、そういう農地の使い方というのは将来的に可能なのかどうかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) まず、農地を取得するということは、農業者になるというような位置づけになると思います。それで、今は新規就農者もいろいろ受け入れる取組を行っておりますけれども、農地は後ほど御説明しますが、まずは何が一番ハードルがあるかということ、自己資金をしっかりと持っていなければ、初期投資が大きいものですから、なかなか参入しづらいというのがネックになります。我々も議論の中で一つの就職先の選択肢として農業ということは考えているのですが、大学、高校を卒業してそういった分野に入っていくというのはなかなか難しいという部分が今あります。

さらに、今度農地の話になりますけれども、これは農業委員会の部分にもちょっと関係してきますが、「農地法」と「農業経営基盤強化促進法」が改正されて、これまでは北海道の農地というものは農業経営するに当たっては2ヘクタール以上取得しないと農業者になれません、取得できませんというような話でした。それで、法が改正されて下限が撤廃されたというのが現状です。ただ、我々の基本構想の中で、認定農業者になるには440万円の農業所得を上げましょうというような目標を立てております。そして、認定新規就農者についてはその半分の220万円を、まずは農業所得をクリアするような目標を立てております。この目標というのがそれなりの農地を取得して、その農地を経営することによってその所得を上げられるような農業経営でなければ農地取得はなかなか難しいですというような考え方に立っておりますので、一部、例えば直売所に野菜を売りたいから100平米の農地を使えないのかというような話については、なかなか農地の取得という部分ではハードルが高いのかなと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 高付加価値野菜とか高付加価値云々というのは数量が限定されて、100人中100人が欲しいというものでなくて、100人中10人が欲しいであってもそれで収益が成り立つというようなことを考えると、規模あるいは農業者というだけでなく、いかに中間で試していくことができるか。ここのところが大切なのではないかと。これも多分そのプロジェクトの中でも議論されていくかと思うのですが、そういう議論を期待して、終わります。

7番目についてなのですが、7番目につきましては回答が途中で終わっているかなと

思うのです。民間の組織についてはあります。ただ、私は関係している町、例えば新冠町なんかは、牧野という名前ですけれども、大卒の技術者が2人いて、管理者がいて、そして会計年度任用職員が5名いるというような、そういう組織があるわけなのですけれども、そういったところと連携はどのようにされているか、そのところをまずお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) みついし牛を生産するという意味の広域化を取っておりますので、隣の新冠の牧野、その中に和牛センターがございますので、そういったところとの連携は、情報共有なり、どういったことをお互いやっているのかということで、そういう情報共有はしてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) さらに進んで、そこが持っている技術、あるいは場合によっては施設、そういったものをみついし牛を生産しているほかの地域の人たちが貸し借りする。使ってもいいのではないかと私は思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 相手方とそういう議論はしたことはないのですけれども、みついし牛を生産するという一つの目的は同じだとは思っているのですけれども、行政が違うという部分もありますし、あとそれぞれの農業振興の考え方というのも違う部分は当然出てきますので、それを一つの組織として持っていくというのはなかなか、それぞれの特色ある農業振興施策がございますので、それについては今後しかるべきそういう場面があればいろいろ話はしていきたいなと思います。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そのとおりだと思うのです。ただ、目的が同じであれば、消防のように一部事務組組的な組織にして、それぞれ機能を分担したり、あるいは応援したりということができると思うのですけれども、そのところがその独自性、さっきの高収益のことを考えると自分たちの独自の考え方というのものも、これも大切なのですけれども、ただみついし牛という一つの技術体系を持っているものであればそういうことも可能かなと考えたものですから、一応お聞きしたことなのですが、これはぜひぜひ進めていってほしいと思います。

次に進ませていただきます。2番目のまちづくり懇談会をより充実する必要はないかに移らせていただきます。実は、お答えの中に相当議論あるいは会議に対する考え方が古いのではないかなという気がします。特に私が気になるのは、過去において女性がそんなところに参加してどうするのというような時代もあったかと思えます。参政権もなかった時代の話聞かされているような気がして、困ったなという気持ちです。なぜ参政権が20歳から18歳になったのか。これは、地球温暖化による環境破壊がこれからどんどん進んでいきます。これらについて……

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、質問の通告書のほうとちょっと違ってきているので、質問の通告順に質問してください。内容がちょっと違ってきますので。

○5番(田畑隆章君) 民主主義の基本となる場所ですから、まちづくり基本条例等々について、これは十分に議論しなければならないところなので、その議論の基礎となる……

○議長(福嶋尚人君) まちづくり基本条例について……

○5番(田畑隆章君) そうではなくて、自治会のまちづくり懇談会というのはただ町民から聞か

れたことを聞くというものではないと私は思っています。いかにして両方が、行政と町民が我が町を築き上げる。そのために必要な懇談会、会議だと思っています。その中で若い人にどう来ていただくかということについてお話しさせていただいている。昔は高校生は出なくてもいいということもあったけれども、今は参政権も得られている人たちに対して、私たちの町長が訴えかける、あるいはお聞きする、そういう場面というのを充実しなくてどうするのかと思うのですけれども、その点についてももう一度お聞きしたい。

○議長(福嶋尚人君) まちづくり懇談会については、課長、丁寧に説明してやってください。

樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) まず、女性や若者が入るといい意見が出るというようなことで、男女、性別問わず様々な方が参加していただけるということは内容によってはよい議論となると思います。自治会を対象とした女性の参加率、過去3年調査したところ、大体2割から3割で、テーマによりばらつきがあったというような状況でございます。今後も検証しながら、参加いただけるようなことで自治会と協力して環境づくりに努めたいとは思っておりますけれども、町としましてもまず町政を進める上で最も大切なこと、これは町民の皆さんが町政に関心を持ち、まちづくりに積極的に参加していただくこと、そこには広報活動と広聴活動が必要であると考えてございます。所信表明の重点政策にも開かれた町政の実現ということで、2期目に引き続いて広報、それから広聴活動、こちらの2本を柱に取り組みすることとしております。

田畑議員がおっしゃられている広く町民の声を聴くというような機会ということで、広聴のツールとして対面式と非対面式がございます。整理させていただきますと、対面式のまちづくり懇談会については2種類ございます。自治会さんを対象にしたもので、まず希望を募って、要望があったところに開くもの、それから要望がなかったところでもそういった地域の方々を対象とした一堂に会したまちづくり懇談会、そして2つ目には自治会にこだわらず、5人以上の方が集まっていたいただければ、団体等から開催要望がありましたら、町長、町の職員が参加して、地域づくりですとか、そういったことを話していただける機会の提供もしてございます。それ以外に、まちづくり出前講座というのも実施してございます。それから、それ以外には個別説明会ということで、例えばJRの日高線の問題についてですとか、それから病院の改革プラン、こういったものも説明の場面を設けさせていただいております。あとは高校生の議場での発表ということで、これらが対面式の機会の提供となつてございます。また、非対面式にあつては、ホームページでも皆様からの意見をいただいているところなのですけれども、そのほかパブリックコメント、アンケートなどで実施しているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 今女性の参加率が2割から3割とおっしゃっていただきました。であれば、高校生の参加率は幾らぐらいですか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 高校生については把握しておりません。壇上でもお答えしましたけれども、こういったまちづくり懇談会にこれまでも議員がおっしゃられたように参加してきているというのはなかなかないと思われまふ。家族を代表してというような形でこういった場面に参加してこられているというのが多いのかなというふうな考えはあります。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そのとおりなのです。家族を代表してということで男の方が出てくる。特に農村部についてはそういうことが多いかな、農業関係のことも権利関係のこともありますのでそういうことが多いのかなと思うのですけれども、自治会の機能、それから広聴の機能としては、学校のこと、子育てのこと、いろんなこと、町としては耳に入りたいことが多いのではないかな。あるいは、自治会の皆さんも防災のことをいろいろ女性の立場でも話したい、あるいは高校生の立場としても話したいことはあるのではないかな。ただ、今までどおりのやり方でいくとそういった声は聞こえないのだと思うのです。これは、町がこうしませんかという訴えかけをしていかなければできないのだと思うのです。こういう訴えかけというのは、町長がいろいろおっしゃっている、このことなのだと思うのです。これを大事にしないでまちづくり懇談会を今までどおりに行うというのは、私はおかしいと思っていますが、その辺いかがですか。世の中変わってきていると思うのですけれども、町長も明確に言ってきているのですから、変えるべきだと思うのですが。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 先ほど来町側と田畑議員といろいろお話ししているのですけれども、基本的に様々な世代あるいは性別にかかわらず、多くの方がまちづくりというものに関心を持って関わる状況というのは同じ気持ちであります。ただ、慣例的にやっている自治会単位のまちづくり懇談会というものに今参加していない子どもですとか女性を参加させる、このこと自体に特化して町は考えているわけではなくて、先ほど企画課長からもお話ししましたがけれども、御年配のいわゆる町の有志の方々がいる中で、中高生が出てきて話せるのかということと相当ハードルが高いものがありますし、中には女性の集まりだから話せるようなこともあったりもしますので、現状中高生については町としてもここ数年間、割と丁寧に対応しながら発表の場なども設けてきていますけれども、現状女性についてはあまりそういう場をつくれてきていないのかなというような反省もございますので、まちづくり懇談会という自治会単位のものにこだわらず、今声が聞けていないなと思うようなところにどう寄り添っていくかは引き続き考えてまいりたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 私もほとんどのまちづくり懇談会に出させていただいています。参加者全てが意見言うなんていうことはありません。数名がお話、町長と意見を交換するということはあるのですけれども、でもそれは聞いている人たちにとっては非常に勉強になる。考え方をああ、そうかというふうなことで、参加している意義がある。ですから、高校生であっても、本当は選挙権を持つ人たちに特別にやらなければならないようなこと、町がやらなければならないこととこのがあるとは思いますが、私がお話ししているのは、まちづくり懇談会という大事なところで参加していただいて、皆さんの議論を聞いていただく、ここによさがあるって、町長の考えていることがここで一部は実現していくと思うから、お聞きしています。何とぞ努力のほうをお願いしたいと思います。

それで、2番目……

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、質問してくださいね。

○5番(田畑隆章君) 農業等々の行われていない時期を選んで開催しているということなのですが、日高管内では結構違う時期にやられている。基幹産業として農業等々が多いところで1月、2月でないところでやられているところが多いのですけれども、その辺の把握はどうされ

てますか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) ほかの町の状況は把握はしてございませんが、うちの町に関しましては皆さんに1月、2月というこれまでのやつはありますけれども、これに限った形でなくても開催できるようになってございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) それと、持ち方としてその自治会、自治会とおっしゃっていますけれども、まちづくり懇談会では連合してというか、隣3自治会が一緒になって開催とかというのがあるわけですから、町が主導して、ここの町と吉野町と古川町と一緒にやりませんかという、そういう投げかけも必要なのだと思うのですけれども、それぞれやっていくと大変、大変と言ったら言葉悪いですが、一緒にやっていくということも大事かと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 一致していると思いつつも、かみ合っていないところがあるのですけれども、町としましてはこのやり方でしかやりませんですとか、こういう形にはまる方しか受けませんですとか、そういう制限的にこういう会を設けているわけではなくて、毎年1月、2月にこちらから呼びかけする形をスタンダードとしておりますけれども、それ以外にもあらゆるお申出に対応できるように考えておりますので、その辺は御理解いただきたいなと思いますのと、あとまちづくり懇談会というものにこだわりを持っておられるようですので、我々としてもその辺は踏まえて今後考えてまいりたいと思いますけれども、今のまちづくり懇談会の参加者数見ても本当にごく一部の方しか参加されていないような状況もありますので、そこをもっと活発ないい場にするためにはどうしたらいいかという研究はこれからも続けていかなければならないかなとは思ってございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 工夫が必要だと思う。今までのやり方でいいとは多分皆さん方も思っていないと思いますので、工夫を求めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後から議運もありますので、再開時期は皆さんに連絡いたします。暫時休憩いたします。午後再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時32分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

7番、下川君。

[7番 下川孝志君質問者席へ]

○7番(下川孝志君) 通告に従いまして3点について質問をいたしたいと思っております。

1点目は、「災害時等における認知症高齢者等の受け入れ先は」についてでございますけれども、先般町内で火災があって、認知症の高齢者の方が普通の避難場所では暮らすことが非常に難しいということで、グループホームで受け入れているという実態が発生しました。これについては従来から心配されていたことなのではございますけれども、実際には新ひだか町においてもいろんな災害が想

定されます。洪水であったり、水害であったり、地震であったり、竜巻であったりということが考えられますけれども、被害の状況によっては地域の自治会の多くの方々が公民館であったり生活館であったりに緊急避難しなければならないということも起きることが考えられていました。それを考えたときに、今認知症の高齢者や障がい者の方々も在宅で暮らしている人がたくさんいます。必ずしもグループホームや特別養護老人ホームだけで暮らしているわけではございません。としたときに、災害等で例えばの例として生活館や公民館に避難してくださいと言われたときに、一般の人と違って場所が変わることによって認知症とか障がいを持った人たちがその場で生活することが非常に困難な例が出てくるといったときに、その人たちをケアすることのプロの人たちが何らかの形でお手伝いをしたり、もしくはグループホーム、特別養護老人ホーム等で緊急避難ということで数名ずつ受け入れるということをしなければ、実際には大変な状況が起きることが考えられていました。

今回の火災における避難を求められた人も認知症の認定が強く出ていたわけではありませんけれども、たまたまその家庭で入院する人がいて、ケアをする人がいなくなったということの中で、大混乱が起きて避難することになりました。そういう意味では今後とも、このケースが例外的なことではなくて、認知症の高齢者等の人々が避難先に避難することができなくなったときにどうするのかということを考えなければならない状況があるのですけれども、そのような考え方について町側としてはどんな考えを持っているのか。

それから、今は特別養護老人ホーム等も、午前中にもありましたけれども、民間に委託されていることによって公立の機関で収容することが我が町の場合はできませんので、そのような状況になったときは民間事業者との連携を持って町民の健康と命を守ることが起きてきます。としたならば、当然民間事業者等との協力体制というものがふだんの中から構築されていかなければならない。そのためにはそれを想定した訓練等も私は必要かと思っておりますけれども、その体制についてのシミュレーションなり考え方を持っているかどうかを確認したいと思っております。

それから、2点目は「温泉無料券の発行枚数を増やせないか」ということなのですけれども、これはたまたま今年度の5月から私も70歳になりましたので、温泉の無料券をもらっているのですけれども、温泉無料券を考えた人は当時月1、2回入れればいいのだろうということで24枚だったのかなと思いますけれども、私はたまたま皮膚病を持っています、ドクターから処方されている薬だけでは治らないのですが、静内温泉の泉質が私の皮膚に非常によく、時間さえ許されれば一番すいている時間に1週間に2、3回行くのですけれども、24回の券がすぐなくなってしまったという体験をしました。多分温泉に通っている人たちは分かると思いますけれども、静内温泉の場合だけを見ても、その人たちの都合のいい時間を繰り合わせて、できるだけ混雑をしないように、朝から午前中に来る人、3時ぐらいまでに来る人、仕事終わってから来る人とうまく分かれています、大混雑している例というのはありませんし、私が特に行っている時間帯についてはほぼすいているのです。そういう意味では、私は介護のほうの仕事をしていますので、認知症とか要介護の高齢者、もしくは精神障がいも含めて、温泉に入ること、閉じ籠もることなく外に出て交流をするということがその人の生活に非常にプラス効果を生むのです。

そういう意味では、多くの人に人気がある静内温泉について、希望者については仮に温泉の無料券をもう一冊というか、24回増やしたとしても十分可能な施設であるということも思いました。そういう意味では、三石温泉にしても一般の入浴も券使えますけれども、それについても24回と

いうのは少な過ぎるので、温泉の効率利用、または介護予防を含めても枚数を増やしてはどうかという考えについて検討した経緯があるかどうかをお聞きいたしたいと思います。

3番目は、我が町も町職員の副業を認めてはどうかという考え方なのですけれども、特に今年に入って他の市町村の中でも副業を認めるということが出てきています。調べてみますと「地方公務員法」38条では任命権者の許可があればできるということになってはいますが、私の記憶では、新ひだか町で統計とかなんとかで人が足りないときにやったという経緯はあったとしても、民間事業者とかに町職員の持っている経験とか技術とか資格を生かして副業したという記憶がないものですから、午前中の答弁にもあったように、今1次産業だけでなく他の産業も含めて業種によっては人材不足が起きていると。特に私は過去に農業をやっていたので、農業をしている人たちを多く知っていますけれども、新ひだか町の場合は特にハウス栽培のミニトマトであったり、ハウレンソウであったり、イチゴであったりといろんなハウス栽培をして、ほとんどの収穫作業が手作業なのです。そうすると、どうしても人手不足ということがあちこちで起きてきます。それと、先ほど言った介護業界のほうでも人手不足のところがありますので、町職員の元気のある、体力のある、気力のある人が副業が認められるとなったら、それぞれの産業の人の足りないところは、ちょっとうちの仕事を手伝ってくれないかと、土曜、日曜だけでもいい、祭日だけでもいい、5時過ぎてからでもいいからという声かけもできる。そのことによって、我が町の1次産業から3次産業まで含めての活性化を図ることができるのではないかなということなので今回この質問をすることにいたしましたので、その見解等を聞かせていただきたいと思います。

ここでの質問、1回目を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) 下川議員からの御質問について、私からは災害時等における認知症高齢者等の受入先と町職員の副業を認めるべきではないかという質問につきまして御答弁いたします。

まず、大きな項目の1つ目、「災害時等における認知症高齢者等の受け入れ先は」の1点目、災害時において公民館、生活館等への避難も考えられるが、認知症の方や障がい者の受入れ態勢についてどのように考えているのかについて御答弁いたします。当町におきましては、災害時に避難所を開設する場合、公民館や生活館などで開設することになりますが、一般的な避難所での生活を続けていくことが困難で配慮が必要な要配慮者の避難場所としましては、保健師等が常勤する保健福祉センターや病院も併設する総合ケアセンター、こちらを福祉避難所として指定しているところでございます。福祉避難所につきましては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の避難を想定してございまして、保健師等による健康管理や専門的な知識、技能を持つスタッフによる支援を行う体制としてございます。

また、当町における災害時の避難所の開設及び運営における対応につきましては、地域防災計画で定めてございます福祉課や生活環境課などで構成する救援救護班、それと地域包括支援センターや健康推進課等で構成される要配慮者支援班、こちらが中心となって各避難所の開設及び運営を行うこととしてございますので、避難所の運営につきましては関係課との連携を密にし、一般避難者や要配慮者など避難された方々への影響や負担の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

御質問の2点目、民間介護事業所との協力体制が必要と思うが、検討されているのかについてでございますが、災害が発生した場合、高齢者、障がい者等の特に配慮を要する方につきましては災害情報の入手や自力での避難が困難であると想定されることから、新ひだか町における風水害や地震、津波などの災害に際し、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うとともに、平常時から情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立するため、平成28年6月に新ひだか町避難行動要支援者避難支援プランを策定したところでございます。当支援プランでは、社会福祉施設、医療機関、福祉サービス事業者等の専門支援機関との協力体制についても項目がございまして、災害時には避難行動要支援者に関する情報の伝達や避難支援及び受け入れに関する協力などが含まれてございまして、民間の福祉サービス事業者等の協力をいただきながら対応することとなっております。

しかしながら、現時点においては支援者名簿の整備は進んでいるものの、ケース個別の避難支援の内容や留意事項、避難場所、避難経路、移動時の注意事項等の具体的な対応方法などが整備されていないという状況にあることから、日頃から要支援者本人の状況をよく把握し、信頼関係のある民間のケアマネジャーの支援も得ながらの対応が必要になってきますので、関係課と連携しまして個別避難計画の作成を進めるとともに、今後においても各専門機関と協力、連携し、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行えるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きな項目の3つ目、「我町も町職員の副業を認めるべきでは」について御答弁申し上げます。北道議員への御答弁と重複いたしますが、地方公務員の副業につきましては「地方公務員法」第38条第1項の規定により、職員は任命権者の許可を受けなければ自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないとされてございます。こちらは、職員の職務への専念義務や公正な職務遂行、公務への信頼確保の趣旨から設けられているものでございます。当町における現行の規定では、法律の規定による営利企業従事の許可願があった場合は、職務の遂行に支障を及ぼさないこと、職務の公正を確保できること、職務の品位を損ねるおそれがないことの3つの基準を満たす場合に許可することができることとしてございまして、直近2年間で許可した主な従事内容を申し上げますと、国勢調査や統計調査員、産業医等で延べ129件となっております。

このたび日高振興局においても、人口減少や高齢化等により特に地方において1次産業を中心とした労働力不足などの諸課題に対応するため、ナナイロひだかサポーター制度を導入しまして、本年6月から農漁業関連を主な対象としまして、職員が副業で従事することを認めることとしたもので、職員が副業しやすい環境整備を図り、地域に役立てる取組を推進してございます。当町におきましても副業促進についての職員提案があり、協議を重ねているところでございまして、少子高齢化などで地域の活力が失われつつある中、地域の担い手や労働力不足へ対応するため、職員の副業許可基準を具体化した内部規程を作成しまして、職員が職務外において安心して地域の活動に参加できる環境を整え、担い手や労働力不足解消の一助となり、地域の発展、活性化に貢献できることで職員の知識や資質向上にもつながっていくと考えてございまして、北海道や先進地の事例を参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

[福祉課長 渡辺浩之君登壇]

○福祉課長(渡辺浩之君) 下川議員御質問の大きな項目の2番目、「温泉無料券の発行枚数を増やせないか」について御答弁申し上げます。

当町で設置しております静内温泉と三石温泉については、町民に対し健全で快適な保養と触れ合いの場を提供することにより、健康増進と福祉の向上を図ることを目的とした施設でありまして、これまで町民をはじめ、たくさんの方々に利用いただいております。その中で、町の単独施策としまして、従来より町内にお住まいの70歳以上の方、年度内に満70歳になられる方、身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、障がい等級が1級または2級の方、3級または4級の肢体不自由の方、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を対象に、両温泉を利用するための温泉無料券を1人当たり年間24枚を交付しているところでございます。参考までに令和3年度における温泉無料券の使用状況についてでございますが、交付対象者は7,063人でありましたので、枚数換算しますと交付対象枚数は16万9,512枚となりますが、実際の使用枚数については3万1,090枚となっておりまして、当該無料券の使用率はおよそ18%となっております。

温泉を利用されている方の中には、ほぼ毎日利用されている方や逆に年間24枚を使い切ることができない方、温泉無料券の交付を受けずに自らの負担で利用されている方もいらっしゃると思っております。町といたしましては年間24枚で足りない方におかれましては温泉施設で販売しております回数券や期間限定の割引回数券などを御購入し、利用していただきたいと考えてございます。下川議員の御質問の趣旨のとおり、温泉の入浴効果や外出等での介護予防効果は十分にあるものと思っておりますが、利用される方々への財政的課題はもちろんですが、何より自らの負担で御利用されている方々との公平性の観点から、現在の交付対象者への無料券の交付につきましては1人当たり年24回分とさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 7番、下川君。

○7番(下川孝志君) 再質問についてなるべく簡単にやりたいのですが、1点は災害等のことを考えたら訓練が必要でないかという考え方をする一人なのでありますが、実際に要介護者であったり認知症の人たちは特に避難する場所によって食事が変わる。入浴の場所が変わる。トイレが変わる。場所を変えることによって睡眠ができない等、いろんなことが起きてきます。とすると、当然複数の人が集まるということは一般の人でも同じようなことも起きてくるけれども、特に認知症の人の場合はその個人差が大きいのです。そういう意味では、新ひだか町は非常に民間のグループホームや民間のデイサービス等が多いので、災害の場合ですけれども、その場合に1名ずつ引き受けて私たちがお手伝いしますよというのは地域貢献になりますし、職員の訓練にもなりますし、利用者の訓練にもなるのです。災害を求めているわけではありませんけれども、混乱を防ぐためには。そのためには年に1回ぐらい、介護事業者とも相談しながらその訓練をしていくということが必要だと私は考えていますけれども、そういう訓練の必要性についての認識はどう思っているのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) そういった訓練の実施につきましては、私も全くそのとおりで考えてございます。認知症の方に限らず、障がいを持っている方につきましては、環境が変わると対

応できないというふうな部分も大分あると思っておりますので、まずは行政とそういった事業所の方とのコミュニケーションを図りながら訓練を実施しまして、状況に応じて参加できる方については参加していただくというふうな訓練も必要かなと考えてございます。今町のほうでは毎年1回、いろんな自治会さんに協力いただきながら避難訓練等を実施してございますので、そういったものの中の一つとしましてそういった訓練も取り入れながら充実していきたいという考えは持っております。

○議長(福嶋尚人君) 7番、下川君。

○7番(下川孝志君) 課長答弁と私が考えることに大きな温度差はないと思うのです。ところが、新ひだか町の現状はどうかというと、気持ちはあっても、スタッフの状況、または施設の状況から、緊急ショートステイさえ受けることがなかなか難しいということが起きています。ということは、災害の場合受けてくれないかと言っても、人がいないから、訓練もしたことないからという断りやすいのです。ところが、災害起きたときには、断る人と受けるところに温度差があり過ぎてはなかなかそういう人たちが避難して安心して暮らすことができないということが起きますし、今回も多分地域包括として困った状況の中で、いろんな業者にも緊急ショートステイを依頼しようとしたのだけれども、なかなか受けるところがないという現状にぶつかったと思うのです。そういう意味では、図上訓練や紙上訓練だけでなく実際に認知症の高齢者を1人、24時間対応して訓練をしていくということは私はとても大切なことだと思うのです。そういう意味では、意識だけでなく、現場対応していくという意味ではその実践をする気はないでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 地域包括の関係が出ましたので、私のほうから御答弁させていただきます。

前回東静内の火事の時について認知症の方がお一人いまして、そのときうちの地域包括のほうで下川議員の事業所のほうでお世話になったということで、それについては大変ありがたく思っております。今回こういう事例がありまして、今後こういう新たな課題に対して、自然災害ではないのですけれども、いろんなケースで認知症の方が孤立するような状況が起きるとは考えております。災害だけでなく、いろんなケースを考えて今後は対応していかなければならないかなと考えておりますし、民間の事業所さん等の関係でいいますと地域ケア会議がございますので、その会議の中でも災害に関する避難のことについて一つの課題として挙げられていると聞いておりますので、その中で民間企業さんの御意見を聞きながら今後対応を考えていきたいなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 7番、下川君。

○7番(下川孝志君) ありがとうございます。ここにいる議員の人方やこの答弁側にいる人たちは介護の現場に詳しいわけではないので、今回の火災のときも引き受けてくれという依頼があったときもあったのですけれども、ジョークで地域包括に言いました。私の認識では土曜、日曜は役場の職員働かないと思ったけれども、働くのだねと言ったら、こういうときですから僕たちも頑張りますと対応してくれたのですけれども、そのように夫婦で暮らして支え合っている、片方が入院したらその人を支える人がいないとなったときに、担当課の人に相談すると地域包括の職員頑張ってくれ、業者とつないでくれ、探していってくれとなるのです。そういう意味では、非常に現場の職員たちが厚意的に働いている部分もありますし、新ひだか町の場合は民間事業者が

どちらかというとならば協力的な人が多いので、できれば年に1回ぐらいの訓練をシミュレーションしていくというようなことを今後地域の運営推進会議であったり、いろんな会議等もありますので、そういうところに出たときも協力を仰ぐ姿勢というのが必要だと思うのですけれども、そういう認識、協力してくれるという認識でよろしいでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 私の今すぐやりますという答えはできませんが、避難訓練、それから防災訓練の中で協議をさせていただいて、前向きに対応できるように相談をさせていただきたいと思っておりますし、その中で先ほども言いましたように地域ケア会議の中にもいろいろな形で御協力、それから御理解をいただくように御説明していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 7番、下川君。

○7番(下川孝志君) ありがとうございます。

次に、副業のところに入りたいと思っておりますけれども、新ひだか町の中で各産業を通して人材不足であるという認識は午前中の答弁からも確認はできておりますけれども、先ほどの答弁でもそれをきちっとした内部規程をつくって整理して云々といったら、多分私が議員を辞めるぐらいかかるのかもしれないので、そう言わないで、困っている現状はミニトマトの人もハウレンソウの人も持っているのです。実際に規模拡大したくてもできないということもありますし、規模拡大したいけれども、人がいないと困っている人もいれば、特殊な特別の人に労働がどうしても重度になっていくということになったりもしますので、ぜひ使いやすい規程を早急につくって、町長が判こ押したらどんどんできるのだというような形で、ミニトマトは技術はそんなに要らないので、食べたり傷めたりしなければできることですので、ハウス栽培なんかの支援に町職員が声がかかれば積極的に出るといった姿勢を持っていそうに聞こえたので、内部規程さえあると農家側の人たちも頼みたいと思うのです。課長、何とか助けてくれないかという場合もあるし、課長が嫌な顔をしたら副町長のところに行くと思うのですけれども、やっぱり依頼しやすい、頼みやすいという環境って大切だと思うのですけれども、この内部規程というのは早急につくることが可能なのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 午前中の答弁の中でもお話ししましたけれども、うちの町が例えば漁業だけ主流であるというふうなものであれば、そこに対しての支援だとかというのはできるのですけれども、うちの町は1次産業、2次産業、3次産業、満遍なく産業があるような町にとってどういったところが不足しているのか。機械化できる部分は機械化していると思っておりますので、どういったところで人の手が外せないのかということも当然整理が必要になってくると思っておりますし、うちと同じ産業構造を持っている市ですとか町ですとか、そういったところで同じように悩んでいると思っておりますので、その辺を参考にさせていただきながら検討していきたいと考えてございますので、御理解のほどをお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 7番、下川君。

○7番(下川孝志君) ありがとうございます。後ろから雑音聞こえたけれども、あくまでも答弁に従って言っているだけで、温泉抜いたわけではないから。

最後に、温泉について確認したいと思います。現状で答弁もよく分かるのです。さっき答弁にあったように、発行されている枚数から利用枚数を計算すると18%ということになると行政的に

は十分やっているのではないかという解釈にもなるのですけれども、でもその効果を認めて、答弁にもありましたけれども、ほぼ毎日来ているのでないかなと思うような人もいるのも事実なのです。毎日来る人は、24枚では2か月もあつたらなくなってしまうので、当然買って通っているわけですから、全然払っていないわけではないですけれども、そういう人たちの刺激によって、また閉じ籠もっていた人も私も行くかなということにもつながることもあり得ますので、これだけの発行枚数はあるのは分かりますけれども、ほぼ1週間に半分なり、ほんの一部ですけれども、毎日行っている人がいたら、そういった人たちに補助するという意味では回数券をもうちょっと出してくれても財政的な負担になることでもないし、委託されている温泉側に迷惑になるとも思いませんし、食べたり買物をしたりすることを考えると、より活性化するかなと思うのですけれども、これは難しいことでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 下川議員も含めてたくさん温泉利用していただいている方には本当にありがたいと思います。ただ、壇上で答弁したとおり、たくさん行っている方にお渡しするかとなると、壇上で言ったように公平性というふうなことを考えると24枚でこのまま継続していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 7番、下川君。

○7番(下川孝志君) 一応私がこれを質問するということはインターネットでも流れていますので、課長の答弁も流れているから、もう一度確認しておきますけれども、趣旨も言っていることとも無理ないし、私もほとんど納得はしていますのですけれども、ただ最後に1点聞きたいのは、これだけの枚数を発行しているけれども、18%しか利用していない原因というのはどのような分析をしているのですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 特に分析ということは行ってはおりませんけれども、耳にするのは、どうしても温泉自体にあまり行きたがらない方も中には当然いますし、あと施設に入られている方、行けない方、温泉バスということで月2回、その地区、その地区で回ってはいるのですけれども、そういう部分も利用できない方というのは現実いらっしゃるのだらうなと思います。そういうような部分で、18%といっても、先ほど下川議員おっしゃったとおり毎日のように行っている方もいるのは十分承知はしていますが、そこら辺も含めて公平性ということを考えて、このままというふうな判断をしております。

○議長(福嶋尚人君) 7番、下川君。

○7番(下川孝志君) 分かりました。今回の答弁として参考にしながら、温泉であったり、副業のことであったり災害のことを確認をしながら、私が議員のうちにまた質問する機会を与えていただければと思って、今回はこれで終わりたいと思います。答弁ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時09分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

9番、城地君。

〔9番 城地民義君質問者席へ〕

○9番(城地民義君) それでは、2点について御質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、「新たな新ひだか町農業振興5か年計画策定への取り組み模索について」でございます。平成30年4月に策定されております新ひだか町農業振興計画は、農業、農村の将来像の実現に向けて10年後の平成39年度、令和9年までとしておるところでございますが、しかし近年では農業生産現場においては経営者の高齢化と担い手、そして後継者不足や雇用労働力などの人材不足が深刻化の状況と農家戸数の減少、そしてさらには農畜産物の下落による農業所得の減少など多くの課題に直面していると思います。一方、国際情勢は、TPPをはじめとして、ここ数年で日欧EPA、経済連携協定、それから日米の合意協定などの経済連携協定が相次ぎ発効されておきまして、グローバル化の進展、そして急速に拡大する自由貿易圏が農業経営環境と地域経済に与える影響も懸念されているところでございます。

また、国が令和2年に決定した新たな食料・農業・農村基本計画や水田活用の直接支払金の見直しなどの農業施策の変化や今日まで取り組んできた農業施策の内容や成果を踏まえつつ、これまでの農業、農村の在り方を見直しし、情勢の変化や課題を的確に捉えまして、将来に向け、持続的に発展できる農業、農村を目指し、農業振興方針としての町、農業関係機関、団体の緊密な連携の下で目標を達成するための指針としての5か年計画策定に取り組むべきと考えますが、町の見解をお伺いしたいと思います。

次に、2点目でございますが、「国の水田活用の直接支払交付金の条件見直しに関する課題と対策について」を御質問させていただきます。国は、令和4年度予算におきまして主食用米の中長期的な消費減少を踏まえ、米の需給安定を図るため、水田活用の直接支払交付金による転作交付金を措置しておりました。一方で、昨年12月には当交付金の見直し方針を決定し、輸出米や高収益作物への作物転換を進めるべく、産地交付金による飼料用米などへの転作支援の加算措置を原則廃止をするとともに、今後5年間に1度も米の作付を行わない農地を交付対象外とするということになっております。そしてまた、多年生牧草については収穫条件により減額するなどの4条件の厳しい見直し内容となっておりますところでございますが、次の件についてお伺いをいたします。

まず1つ、見直しの内容について、当初の内容と見直しの内容についてお伺いをいたします。

2つ目、見直しの内容は、半世紀にわたる米政策の中で水稲、転作という分離の進んだ当町農業の生産構造を揺るがしかねないものでございまして、特に転作牧草に対する転作交付金の単価引下げにより与える影響は非常に大きく、農業者に不安と混乱を与えておりますが、現時点での試算内容とその影響額についてお伺いをいたします。

3点目、見直しに係るしずない農業協同組合、みついし農業協同組合との今日までの協議経過の実情についてどうなっているかをお伺いをいたします。

次に、4点目でございますが、農林水産省はこの見直しを機に水稲と転換作物とのブロックローテーションの再構築を促すとしておりますが、当地域においての今後の産地形成の方向性について考える課題は何かをお伺いします。

5点目でございますが、町は関係機関に対しては北海道の問題、地域の課題として生産現場の実情を伝えながら今日まで要請されていると思いますが、その経過についてお伺いをいたします。

また、現段階での国としての中山間地への営農支援や土地改良区の安定運営対策などの見直し

検討状況について現段階についてお伺いいたしたいと思えます。

6番目でございますが、以上を踏まえまして、町として生産者が持続的に営農、農地の維持が展望できるよう、現場の課題を検証し、農業経営ができるよう振興策の取組を図るべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

以上、御質問に代えさせていただきます。御答弁お願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

[農政課長 及川敦司君登壇]

○農政課長(及川敦司君) 城地議員からの御質問の1点目、「農業振興5か年計画策定への取り組み模索について」御答弁申し上げます。

新ひだか町農業振興計画は、当町の農業関係機関、団体で構成する農業振興対策協議会が策定した10か年計画となっております。この農業振興計画の目指すべき方向性としては、農畜産物の生産性、品質、付加価値の向上を図ることやより収益性の高い作目の導入などにより農業所得を向上させ、農業経営の安定を図っていくことを基本的な目標としております。そこで、令和4年3月定例会において水田活用の直接支払交付金の大幅な制度改正に伴う現計画の見直しについての御質問がありましたが、農業振興計画の基本的な目標を達成するため、農業情勢の変化にも対応しながら、関係機関と連携し、これまで様々な事業を展開してきているところでありますので、現時点での見直しについては考えていないと御答弁させていただいたところであります。また、農業振興計画を基本に両農業協同組合の5か年計画が策定されているところであり、計画の見直しに当たってはこれら計画との整合性を図る必要もあると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、生産者の高齢化や担い手の減少、労働力不足、さらには国の農業施策の見直しや生産費の高騰による農業所得の減少など、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増し、その変化も急速に進んでいる現状にありますので、5か年計画の策定については農業振興対策協議会で協議した上で必要な対応をしまいたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、御質問の大きな項目の2点目、「国の水田活用の直接支払交付金の条件見直しに関する課題と対策について」御答弁申し上げます。

まず1点目の見直しの内容についてでございますが、令和3年11月25日に示された当初の内容と11月30日に示された最終決定内容については大きく4項目が変更されております。1つ目は、飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算の取扱いでございますが、当初は複数年契約の取組率が約9割に達し、複数年契約の推進効果が薄れてきていることから見直しを検討するとされておりましたが、見直し後は複数年契約に対する経過措置として、継続分を対象に令和4年度は10アール当たり6,000円を支援する内容となり、加えて新市場開拓用米について複数年契約加算を創設する内容となりました。2つ目は、交付対象水田の扱いでございますが、当初は過去5年間に1度も水張が行われていない農地は交付対象水田から除外するとされておりましたが、見直し後は現場の課題を検証しつつ、今後5年間に1度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない内容となりました。3つ目に、多年性作物の扱いでございますが、当初は一度播種をすれば5年から10年にわたって収穫可能であり、播種年以外は生産コストも低いことから、播種を行わず収穫のみ行うものは対象外とされておりましたが、見直し後は播種を行わず収穫のみ行うものも交付対象となり、10アール当たり1万円とする内容となりました。4つ目に、高収益作物畑地化支援の扱いで

あります。当初は高収益作物による畑地化を加速させるため、高収益作物のみに限定されておりましたが、見直し後は高収益作物のほか、その他作物も対象となり、10アール当たり10万5,000円とする内容となりました。

次に、2点目の見直しによる影響額についてであります。今回の見直しでは、播種を行わず収穫のみを行う場合の牧草単価の減額が当町にとって最も大きな影響を受けることとなります。そこで、令和3年度の実績ベースでの算定になりますが、当町の申請対象者634名のうち牧草作付者が603名、転作面積が2,175ヘクタールのうち牧草面積が2,127ヘクタールとなっており、農業者及び転作面積の9割強が影響を受けることとなります。また、影響額につきましては、10億2,766万円が4億9,157万4,000円となり、5億3,608万6,000円が減額されるものと考えております。

次に、3点目の見直し内容に係るしずない農業協同組合、みついし農業協同組合との協議経過の実情についてであります。国の見直し方針の提示後すぐに両農業協同組合と見直し内容の確認や地域への影響など互いに情報共有と共通認識を図り、今後の対応について協議してきたところでもあります。さらに、農業者に対する見直し内容や産地交付金の考え方などの説明会におきましても両農業協同組合や農業委員会、土地改良区と連携しながら農業者の意見も伺ってきたところでもあります。

次に、4点目の当地域における今後の産地形成の方向性について考える課題についてであります。当町の転作作物は牧草が9割を占めております。交付対象水田の扱いを見直す国の目的としては、畑作物の生産が固定化している農地は畑地化を促す一方、麦、大豆等の転換作物を生産する農地は水稻と転換作物のブロックローテーションを促し、生産性を高めることとしております。そこで、当町においては軽種馬をはじめとする畜産農家が必要とする牧草が転作作物の9割を占めている現状を見ますと、地域に必要な作物の産地化や自給飼料を今後も確保していかなければならないものと考えております。今後の産地形成に当たっては、まず地域内で自給飼料がどの程度充足されているのかなどを把握した上で地域に必要な作物の産地化を検討していくこととしております。

次に、5点目の関係機関に対する生産現場の経過と営農支援や土地改良区の安定運営対策等の見直し検討状況についてであります。見直しに関する地域の意見や要望については、見直し方針が示された当時は地域の課題や影響について北海道や町村会に要望してきたところですが、現在は北海道レベルで設置した関係機関で構成する連絡会議が地域の実態調査や課題の検証を行い、最終的に国に求めていく対策、北海道が実施する対策、地域の取組、この3つの区分に分け、オール北海道として対応していくことになっております。このため、当町といたしましてもこの連絡会議による意見交換等を通じて意見要望をしてきているところでもあります。

次に、6点目の現場の課題を検証し、農業経営ができるよう、振興策の取組に対する町の見解についてであります。当町としては引き続き北海道の連絡会議と連携を図るとともに、両農業協同組合と具体的な現場の課題の把握と検証を行い、5年間のうちに対応しなければならないことの検討を進め、農業者が将来に向けて意欲を持って営農できるよう、本町の水田農業の体質強化と経営安定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 城地君、ここで休憩したいのですけれども、よろしいですか。

○9番(城地民義君) はい。

○議長(福嶋尚人君) 10分程度休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時41分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

9番、城地君。

○9番(城地民義君) それでは、再質問を何点かさせていただきます。

まず最初に、新たな新ひだか町農業振興5か年計画策への取組の模索についての関連でございますが、ただいま答弁ございましたけれども、その中で、私も町で平成30年に策定した長期計画、10か年計画見ているのですが、中身を見ますと、私のほうの質問で言いましたけれども、調査時点の当町の農業形態と現在、平成30年ですから5年ぐらいたっていますけれども、農家戸数も含めて農業形態がほとんど変わっている状態なのです。その10か年計画は一つの計画の参考資料という考えでいたとしても、厳しい農業行政の当町のみならず、北海道農業、国内の農業のみならず国際状況を踏まえたならば、きちっとした現状を捉えた中でもう一度当町のあるべき農業振興策というのは考えてしかるべきだなと思いますし、特に国が令和2年に農業、農村振興に関わる方針を出しておりますけれども、この国の方針に平成30年に作成した当町の振興計画がどちらかというと十分検討すべき形になっていると思うのですが、その辺りどういう認識でいるかお伺いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) まず、うちの農業振興計画の数値の関係は、平成30年からの計画になってございますけれども、当時つくった数値関係につきましては平成27年の農林業センサス等の統計数値を使っておりますので、確かに現状とちょっと違う部分はあるかなと思っております。そして、計画の見直しの関係なのですけれども、先ほども壇上で申し上げましたとおり、町の計画というよりは関係機関で構成する農業振興対策協議会の中で策定してきているものですから、そこら辺につきましてはその関係機関と再度協議をして、どういった対応が必要なのかということ取り進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) そうしたことなのだと思うのですが、当町に合った農業施策ということで拡大解釈はいたしませんけれども、今日における当町の高齢化に伴う労働力の不足だとか、これから言う件については当町に今後将来は当てはまるのかもしれないけれども、国、北海道の行政が最近よく報道機関も含めて専門分野でお話ししているICT、いわゆる情報通信技術の活用をしながらスマート農業の広がりを道内でも、当町ではあまり加速していませんけれども、道東あるいは道北の大きなJA等では積極的に活用し、それを農家に実際に活用されて経営がされているという実態ですから、今日のそういったことも含めて、将来の国や北海道からの支援、いわゆる補助制度です。そういうものをもらいながら普及をすることは私は不可欠だと考えておりますし、先ほど言ったように、それが全て速やかにやる必要があるかどうかはこれからの検討課題、行政も含めて、農業協同組合、専門分野も含めて当町の課題になると思いますけれども、そういった事業の展開はもう待ったなしではないかと私は思うのです。

ですから、大変なことだと思うのですけれども、それに乗り遅れると本町の第1次産業の農業は他の全道の市町村等から遅れているのではないかと私は危惧しますので、速やかには言い

ませんけれども、金の投資も含めて、地元の負担、農業者の負担、それは国も言っている国の補助金、論の補助金も含めて、この計画に対して整備金額の補助をすと言っておりますので、実際やっておりますので、そういったものも一つの振興策として改めて速やかに検討だけでも協議会の方々とテーブルにのるべきではないかと考えていますけれども、その辺りはもう一度お願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) スマート農業の関係でございますけれども、確かに北海道では岩見沢ですとか十勝、網走方面につきましては、土地利用型の農業ということでスマート農業の技術が入りやすい形態というように認識しております。それで、我々も当町の農業経営に合ったスマート農業を導入するべくして、どういったものがあるのかということも普及センターなりにいろいろ相談しながらやってきた経過はあります。ただ、今全国的に問題になっているのが、スマート農業の機械なり設備を整備した費用対効果が非常に今課題になっています。多額な投資が必要となる部分が、やはりまだ技術的に高い設備になってしまいますので、そこら辺が当町におけるどちらかという土地利用型でない農業地域についてはちょっと難しいのかなと思っております。ただ、一部では田植機の自動操舵田植機を導入した農家さんもおりますし、ドローンを使って施肥をするような農家さんも出てきております。さらに、話はちょっと今止まってしまったのですが、花の選花なり採花をするときにスマートフォンなりAIを使って適期を見極めるといった、そういったこともちょっと検討してきたことはあるのですけれども、そこも費用面について今現実に至っていないというのが現状のところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 説明、答弁ございましたけれども、町として答弁のあった当初つくった10か年計画を当面これを通して、5か年計画は現状の今の本町の農業の実態を踏まえて、それをただ単に推移をしていき、単年度、単年度でその状況を把握しながら行政的な運用をしていくということなのか。もう一度聞きますけれども、こういった状況下の中から速やかに、いつ、どこかは別にしても、速やかに5か年計画の作成を前向きに検討していくという考えでいるのかどうか、改めて答弁願います。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 先ほど述べたのですけれども、最終的には農業振興対策協議会の中で決めてまいりたいと考えておりますが、私どもも今回の転作制度の見直しというのが50年に1回の見直しということで大きな大転換の時期に来ているとも考えてございます。そういったことも含めて、これまでのように単年度、単年度の農業方針というか、そういう計画でいくのか、それとも改めてここで10か年を見直して新たに目標を立ててやるのか。そういったことを改めてそういったテーブルにのせて関係機関と協議して決定していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それで、課長も多分JAしずないとJAみついのいろんな方々と今後の振興について協議されていると思うのですが、農業協同組合では両JAとも、どこもそうですけれども、その年度の契約も含めて5か年スタンスでローテーションを組んで5か年計画やって、そして反省、5か年やって反省という農業協同組合の農業振興策をやっているのです。ですから、それに追隨して、10か年は10か年でそれはいいと思います。だけれども、10か年という長いスパン

ンでなく、農業も時代の変化に伴っていろいろ対応していかなければならない内容が多いわけですから、今言われたような件が。ですから、農業協同組合も5か年でやっている、ほかの農業関係も5か年計画の農業振興やっているわけですから、当町の5か年を基本にしながらかやっていくというのが本来の町、農業協同組合、そして国も令和2年度から農業、農村の計画について5年ぐらいのスパンで絶えず見直していくということですから、これに足並みをそろえていくというのが本来のやり方ではないのかなと思うのですが、いま一度お願いします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 今はっきりは申し上げられないのですけれども、当町における「農業経営基盤強化促進法」に基づいた基本構想というものは10年スパンの目標で5年ごとに見直すというようなものになっております。また、町の総合計画についても初期、中期、後期といったような3区分に分けての見直しも行うというような話も聞いてございますので、そこら辺いろいろな北海道の計画とか、町のいろいろな計画も含めて今後の策定に向けての内容を詰めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それで、この件についてはもう一点ぐらい質問しますけれども、これからの取組では、担い手のさっき言った不足の問題だとか、それから一番大事な、農家にとって今どちらかというあまり力を入れていないように私は思うのですけれども、土壌診断の推進、これは牧草のみならず畑作物の転換に対する生産体制の重要な問題ですから、それだとか課長の答弁でありました自給飼料の確保、これも品質向上で優良な畜産農家の育成に必要なことだとか、それから先ほど言った農業基盤整備、この制度の推進というか、そういったものを農家独自では力がないわけですから、国、北海道、町の力を借りて、財源補填してもらってやっていくことだとか、それから畜産でいけば畜産クラスター事業ありますよね。これも一部やっていますけれども、どちらかというともまだ力を入れていかないと農業協同組合も含めて農業者の力はついていかないのではないか。それから、ふん尿対策、こういったものでたくさんあると思うのです。

ですから、この面で当面急いでやらなければならない部分については5か年でやって、計画を立てていくのだと、たくさんありますけれども。そういう意気込みで本町の農業振興を図っていかなければならないのではないかなと思う。特に、後段でも出てきますけれども、水田利用、水田活用の例の国の方針が交付金を大幅に減額されているわけですから、これらも含めてちょうど過渡期だと思います。そして、何回も言いますけれども、令和2年にやった国の食料・農業・農村基本計画、これが明示されているわけですから、これをしっかりもう一度見詰め直していくべきだと思いますが、この件についてはこれを最後に御答弁いただきたい。

○議長(福嶋尚人君) まとめて答弁してください。

及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 先ほど城地議員おっしゃいましたように、いろいろな農業情勢、急速に変わってきている部分がありますので、農業振興対策協議会も含めて、農業協同組合と普及センター、いろいろな農業関係機関、団体と常にいろいろな協議をしてくれておりますので、そこら辺も含めて考えていきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 今の件で、議長、もう一点だけ質問させてください。よろしいですか。

○議長(福島尚人君) どうぞ。

○9番(城地民義君) それで、ちょっと忘れたのですが、こういった農業の課題の中で中山間事業の整備事業があるのですけれども、この事業を取り組んで、先ほどから言うように国、北海道の財源、力を借りながら、農家の方々の要望もあります。それから、農業協同組合の方から聞きますと、単独でやればいいのですけれども、大変なので、道営、あるいは国営まではいかなくても面積確保によって中山間地の農業農村総合整備事業というメニューがありますので、これに取り組みながら今の私の言っていることの5か年を吟味するというのも大事かと思しますので、これらについても検討していただければいいと思いますけれども、その点再度。

○議長(福島尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 土地基盤整備の関係でございますけれども、農家さんのほうからもそういった要望の声も聞こえてきてはおります。それで、今年、中山間事業になるのか、道営事業になるのか、まだその補助事業は何が適切なのかというのはこれからいろいろ勉強していかないといけないのですが、まずは私どもとしてはそういった基盤整備、水田も含めてそういった基盤整備を必要とする農家さんがまずどういう意向を持っているのかということで、年内にはそういった要望調査というか、アンケート調査というか、そういったものをまず行って、それであると一定程度事業に乗れるような規模になるということであれば、前向きにそういう事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) よろしく願いいたします。

次に移ります。国の水田活用の直接支払交付金の条件見直しに関する課題と対策についてでございます。御答弁ありました。大きく分けて4つの大きな見直しがあるということでの答弁でありましたけれども、この中での1つ目の飼料用米等の関係の複数年契約の関係ですけれども、この点で当町の飼料米の作付というのは、飼料米の作付農家、水田、こういう方はいるのか。いるとすれば何ヘクタールあって、どれぐらいのマイナス要素になるのか。いなければいいですけれども、その点まず。

○議長(福島尚人君) 大澤農政課主幹。

○農政課主幹(大澤良祐君) 新ひだか町内で飼料用米を作付している方は、いらっしゃいません。

○議長(福島尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) そうすると、国の言っている第1条件のこの点については該当しないという捉え方でいいのですね、分かりました。

それで、次ですが、5年後に1度も水張りをしない場合については国の方針として交付の対象にしないということで、これも矛盾しますけれども、矛盾するといっても国の方針ですから、ここでどうこうということにならないと思いますので、農家の方々も非常に不満というよりも、今までやってきた減反政策に対して一生懸命協力したにもかかわらず、唐突にこういった条件を明示して、では我々どうするのだと。路頭に迷うのだということでございます。それは町も聞いていますけれども、これについては我が町だけでなく、全道、全国的にそういう条件にしていくということでございまして、新聞等を見てもこの件についてはコンクリートで固まっているような状況です。ここでどうこうということではございません。

次の3つ目でございますが、いわゆる多年性作物の扱いで答弁ありましたけれども、これは3

万5,000円から今回反6,000円に落としたということでしたか、2万円から6,000円に落としたということでしたか、その辺りのこと。多年生作物というのは、当町、日高管内にあまりないと思うのですが、大豆だとか麦の転換のことだと思うのですが、このことも含めてどれぐらいの面積が転作されているのか、額的にどれだけ減額になるのか、もし分かれば教えていただきたいのですが、できれば両農業協同組合の区分の中で回答してもらえばありがたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 大澤農政課主幹。

○農政課主幹(大澤良祐君) まず、多年生作物なのですけれども、多年生作物は一般的に牧草と言われている作物になります。牧草の面積なのですが、昨年の転作面積でございますが、新ひだか町内で2,127ヘクタール作付されております。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それで、その分の減額が先ほど言った金額ということでもいいですね。

それで、多年生物が3万円から6,000円に落ちたということか、2万円から6,000円か、その確認、答弁願います。

○議長(福嶋尚人君) 大澤農政課主幹。

○農政課主幹(大澤良祐君) 単価につきましては、昨年が3万5,000円が今年は1万円になるということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 分かりました。

そして、次ですが、4点目の使用条件の高収益作物畑地化支援の扱いで、この件についてですが、先ほど言ったようにこの分については作付面積で10万円を助成するということなのですが、これも当町に直接的に見直して管理していく農家の関係でありますか、これは。

○議長(福嶋尚人君) 大澤農政課主幹。

○農政課主幹(大澤良祐君) ここの部分なのですけれども、畑地化する面積ということでお答えさせていただきます。

現在申請出ている面積の回答となりますが、畑地化を申請している方は20名となっておりまして、面積につきましては25ヘクタールとなっておりまして、内訳としまして高収益で申請されている方が5名、約2ヘクタール、牧草で申請されている方が17名、約22ヘクタールということで、重複者もおりますので、この人数となっております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 分かりました。それで、先ほど言った麦、それから大豆、いろいろありますけれども、こういったものの作物の品目に対して当町では水田からこちらにシフトしたという転作の部分はないのかあるのか。あるとすれば、どれぐらいになっているのか。

それから、もう一つ、国ではあまり明示していませんけれども、水田の転作でデントコーンなんかもしているところがあると思うのですが、その辺りはどう捉えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 大澤農政課主幹。

○農政課主幹(大澤良祐君) 麦につきましては、昨年は転作田での作付につきましてはございませんで、今年は申請で1件、約1反ほど出ております。デントコーンにつきましては、転作田での作付になりますが、1名、約1.5ヘクタールほどとなっております。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 飛び飛びの質問になって申し訳ないのですが、水田から牧草に転換して、今このような厳しい国の制度で、ではこの地域に何を作物として生産することが農家にとって利益になるのかということになれば、やはりここは軽種馬とか、それから畜産、黒毛和牛だとか、ホルスタインの搾乳、そういった部門になると思うのですが、自給飼料も御承知のとおり、いろんな国際的な戦争だとかなんとか、油の問題もあって大変な値上げの流れになっています。農業協同組合も大変だということです。それで、水田活用の転作のことも含めて、水田から牧草地に転換して1万円になってしまったと、3万5,000円が1万円。そのうちに多分なくなるのでないかと思うのだけれども、これをデントコーンだとか麦に、主要作物に転換することが、デントコーンは先ほど言うように自給飼料としての付加価値が非常にありますから、こういったものを町として農業協同組合とタイアップして、農家と連携しながら行政指導していき、本町農業の発展に尽くすべきだと考えていますけれども、その辺りのめどというのか、今まで農業協同組合とも打合せしてきたという先ほどの答弁ですけれども、そういった意見交換も含めて、今後の展望はどうなっているのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 新たな転換作物の考え方でございますけれども、農業協同組合とは、去年の見直しが出てきたのが12月ですので、なかなかすぐ今年の転換作物の云々というところまでは議論し切れてきていないのですけれども、今後産地づくり交付金という当町の中で幅を持って項目立てをできる交付金の中で、どういった作目にどういった交付金を手厚くするかというようなことを考えていこうという話はしてございます。あとは、当町は軽種馬が中心に牧草が9割以上を占めております。その中で、例えば今国のほうではブロックローテーションで小麦だとか大豆、子実用トウモロコシ、こういったものをどんどん、どんどん作れというような方針になっております。ただ、私どもの地域においては畜産農家が多いので、まずはこの地域で自給飼料、自分たちで借りたりといった土地で賄えているのかということもまずは把握しなければ、そこに余剰があって違う作物を振興していくというような話にもなってくるのかなとも考えております。ですから、まずは農家さんから、自給飼料、今の現状が一体足りてるのか足りていないのかというようなところも踏まえて、来年に向けていろいろな対策を考えていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 今課長のほうから答弁ありまして、ブロックローテーションの関係、先ほどから言っているように、このブロックローテーションの関係は当町の地域において、もう一度聞きますけれども、可能な作物とは町として何と何と何が本町の農業者の発展のためになると現在で捉えているのか。このブロックローテーションをやらなければ国は財源をくれないわけですから、まずこれが一つの大きな指標のテーマになってくると思うのですが、町としてどう踏まえているか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) ブロックローテーションいうと、基本的には小麦、大豆、豆類、そして芋といった、こういった3年、4年、5年かけて輪作をしていくというのがブロックローテーションになります。それで、当町については畑地化が固定化しているという現状がありますので、

まずは交付対象水田として今後維持していくというのは基本的には難しいかなと考えております。今回の転作の見直しについては、5年に1回水稲をつくらなければ交付対象水田から外れるということですので、こういった軽種馬、畜産が進んでいる、進んでいるというか、大部分を占めている現状からすると、そこに転作交付対象水田にするがゆえに5年に1回水稲を植えるということはなかなか難しいと捉えております。

それで、交付対象水田からは外れても、ではどういった作物が必要なのかというところは非常に大事なところであります。ただ、この地域の農業形態からすると飼料作物が大部分を占めていることから、そこに牧草がいいのか、デントコーンがいいのか、あとはまた違う小麦がいいのかといったところを検討していかなければならないのかなとは考えております。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 町の考え方で見通してみたいな答弁になっていると思うのですが、専門的な農家の方々の意見を聞くと、転作水田から牧草、牧草から次に、財源の関係も含めてよりよい方向性にすれば、麦とでとコーン、これが一番好ましいのだと。しかしながら、先ほど言うように、スマート農業含めてICT機器を設けてやっていかないとなかなかペイはしないのだけれども、それは先ほど前段の件で言いましたけれども、それとは別にして、そういった目的で主要作物を十勝管内も含めて、北見だとか網走のほうでやっている麦、そういった作物を、特にデントコーンをやっていけばいいのではないかと言うのですが、そういう話は先ほどの最初の答弁にあった農業協同組合さんとの意見の中ではなかったのか、それとも町としてそういう方向性がベターだという話して、この交付金の問題を進めていったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 農協との話の中では、具体的にはまだどういった作物を作っていくかというところまでは出てきておりません。ただ、近い将来そういったものも検討していかないといけないという話はしているところでありまして、あとは単協でやるようなものなのか、それともこれはホクレンなりが全道一円にやるように、そういう仕向けをしないとなかなか一農業協同組合では難しいというような話もちよっと出ていますので、そこら辺についてはもう少し今後農業協同組合と話を詰めていきたいなと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 分かりました。それで、当町の今回の転作交付金の関係で約5億円近くが減額しますよね。これは大変なことだと思うのですが、これに対して今後いろいろメニューを考えてこれからやるのでしょうかけれども、町の方針としてこれの何割分、あるいはそれに見合うとはならないと思うのですが、長期的に例えば5年計画、これ5年になりますから、見直しを。それを5億円のマイナス分を現段階でこういう方向性がいいのではないかとかという、その考え方は町として持っているのかどうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 何らかの施策は必要かとは認識しておりますが、今の段階では具体的なものは持ってございません。この問題については、今年度北海道の連絡会議のほうで、国がやるべき対策、北海道がやるべき対策、そして町がやる取組、この3つの区分に分けていろいろ課題を整理している段階であります。それで、我々は、北海道の指針というか、そういう方針にも

倣って、また地域は地域の中で話し合っていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 次に移ります。私の質問の中で中山間地の営農支援と、それから土地改良区の関係、今米を作って、あぜをなくして、水路もなくなっているということで、土地改良区の負担の問題もいろいろ困っていることなのですけれども、土地改良区を今後ある程度安定したものにさせていかなければ僕は大変だと思うのです。これは、当町では多分そういうことにならないと思うのですが、全道の土地改良区、あるいは国の施策、政府、自民党、新聞なんか見るといろんなことを考えているようですね、土地改良区の支援というのは前よりも前向きに。この辺りの現状の土地改良に対する支援策というのは情報としてはどうなっていますか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 現段階では、土地改良区の関係につきましては北海道の土地改良事業団体連合会というところが先頭に立っていろいろな対策をやっているのですけれども、転作の見直しに当たっての支援策について土地改良事業団連合会から情報等はまだ来ていないというような状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) なかなか見えないこの事業というか、国の施策になっていると思う。我が町だけでなく、水田を持っている農家、農業協同組合の方々も大変だなと思いますけれども、答弁で言っていましたけれども、一番悩んで路頭に迷っているのは農業生産者だと思います。生産者が持続的に営農と農地の維持が将来も展望できるよう、それによって担い手、後継者が力を出してやるかというふうな気持ちになると思うので、この課題をなるべく時間をかけないで関係する農業協同組合と十分速やかに協議をしながら方向性を私は出していくべきだなと思っていますので、今年は米も国では7万ヘクタールとか、またさらに減反せと全国の水田農家に言っていますよね。そして、片一方ではこういうふうな政策をしていますけれども。ですから、末端の町がリーダーシップを発揮して、農業関係者、農業協同組合、農業者の意見を聞いて声を上げていくということが今最も大切なことだと思いますので、大変かと思いますが、声を上げて、その目的が達成されるようお力添えをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長(福嶋尚人君) 要望であって、次回からは質問してください。

○9番(城地民義君) 要望という、そういう方向性で全ていくことが大事だと考えております。これで終わります。

◎延会の議決

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 本日はこれで延会いたします。
どうも御苦労さまでした。

(午後 3時20分)